

第 4 次奥州市地域福祉活動計画

令和 8 年度～令和 12 年度

だれもが心の豊かさと
幸せを実感できる
「福祉のまち奥州市」
をめざして



社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

第4次地域福祉活動計画

—目次—

第1章 総論

地域福祉活動計画とは	6
第4次地域福祉活動計画のねらいと概要	7
地域福祉活動計画策定の意義及び期間と進行管理	
前計画のふりかえり	8

第2章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

地域福祉活動計画の基本理念・基本方針・推進目標	12
地域福祉活動計画の重要なポイント	14
地域福祉活動計画の体系	18

第3章 推進目標による実施計画

1 住民主体による安心・安全な地域づくり

① 世代をこえて支え合い、一緒につくるまち	24
② 地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり	27
③ 人が集い、つながりが生まれるまち	31
④ 防災と福祉がつながる安心のまち	35

2 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化

① 社会福祉法人との協力を通じて住民が共に支え合うまち	38
② ボランティア・市民活動が活躍できるまち	41
③ 地域づくりを支える新たな財源づくり	44
④ 地域で協力し合い、ともに成長していくまち	47

3 制度の狭間を埋める包括的な相談・支援体制の整備

① 権利が護られ誰もが安心できるまち	51
② ひとりにしない支えあいのしくみづくり	54
③ 仕事や生きがいにつながる環境づくり	57
④ 複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築	60

第4章 資料編

第4次奥州市地域福祉活動計画に係る活動指標・目標値	66
第4次奥州市地域福祉活動計画策定要綱	81
第4次奥州市地域福祉活動計画策定経過	83
奥州福祉推進市民会議設置要綱	84
第4次奥州市地域福祉活動計画策定委員名簿 (奥州福祉推進市民会議委員)	86

第1章 総論

1 地域福祉活動計画とは

—理念計画と実践計画の一体的推進—

地域福祉活動計画は、地域に暮らすすべての住民が、安心して自分らしく生活を続けられるよう、地域の支え合い活動や相談・支援の仕組みをどのように作り、どのように進めていくかを明らかにする住民主体の実践計画です。

国では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民、地縁組織、社会福祉法人、ボランティア、関係機関が連携し、地域の課題を住民自らが気づき、支え合うことが重要とされています。また、孤立や8050問題、課題を自覚できない世帯、生活困窮、障がい・子育て・高齢・就労困難が複合する世帯など、制度の狭間にある生活課題が増加していることから、地域の力と専門職の支援を組み合わせた包括的な支援体制の構築が求められています。

奥州市では、第4期奥州市地域福祉計画が市全体の理念や方向性を示す「理念計画」であり、地域の実践を担う計画として、第4次奥州市地域福祉活動計画を位置付けています。本計画は、自治会・行政区、民生児童委員、ご近所福祉スタッフ、地域福祉コーディネーター、社会福祉法人、関係機関、ボランティア、市民等の多様な主体が協働し、具体的な活動を推進するための行動計画です。

奥州市では、地域住民が主体となり、地域セーフティネット会議を通じた情報共有、困難事例の早期発見、見守り・声かけ、生活支援（除雪・買い物・ゴミ出し等）に取り組んでいます。また、地域福祉コーディネーターは、住民と連携し、地域内での支援活動をサポートするとともに、各支援機関との調整を行っています。これらの活動をさらに効果的に進めるためには、住民と関係機関が連携し、協力し合う体制の強化が不可欠です。

こうした地域の支援力を高めるため、本計画では「住民主体による地域づくり」「地域福祉を支える基盤づくり」「制度の狭間に対応した包括的支援体制づくり」の3つの方向性を軸として、地域で取り組むべき施策・活動を整理し、住民と関係機関が一体となって推進していきます。

奥州市地域福祉計画

理念 計画

- 1 福祉で安心・安全な地域づくり**
 - ・地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進
 - ・地域住民を主体とした地域福祉活動の推進
- 2 福祉を支える組織づくり・人づくり**
 - ・交通困難者の仕組みづくり
 - ・地域を支える地域団体の活動推進
 - ・地域を支える人材の育成
- 3 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり**
 - ・成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり
 - ・包括的な支援の体制づくり
 - ・必要なサービスにつなげる体制づくり

奥州市地域福祉活動計画

実践 計画

- 1 住民主体による安心・安全な地域づくり**
 - ・世代をこえて支え合い、一緒につくるまち
 - ・地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり
 - ・人が集い、つながりが生まれるまち
 - ・防災と福祉がつながる安心のまち
- 2 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化**
 - ・社会福祉法人との協力を通じて住民が共に支え合うまち
 - ・ボランティア・市民活動が活躍できるまち
 - ・地域づくりを支える新たな財源づくり
 - ・地域で協力し合い、ともに成長していくまち
- 3 制度の狭間に対応した包括的な相談・支援体制の整備**
 - ・権利が護られ誰もが安心できるまち
 - ・ひとりにしない支えあいのしくみづくり
 - ・仕事や生きがいにつながる環境づくり
 - ・複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築

2 第4次地域福祉活動計画のねらいと概要

本計画は、第3次地域福祉活動計画（令和3～7年度）の成果と課題、ならびに福祉懇談会におけるアンケート調査やグループワーク等の結果を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間において、市民一人ひとりが安心して暮らし続けられる地域づくりと、制度の狭間にある複雑化・多様化した課題に対応する包括的な支援体制の構築を進めるための指針とするものです。

(1) 計画のねらい

- ① 住民主体の支え合いによる安心・安全な地域づくりの推進
- ② 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化
- ③ 制度の狭間に対応した包括的な相談・支援体制の構築

(2) 第4次の重点事項、新たな視点

- ① 地域福祉コーディネーター配置による訪問（アウトリーチ）活動と他の機関や社会資源との連携強化
- ② 地域セーフティネット会議の活性化と全行政区での定着
- ③ ご近所福祉スタッフと民生児童委員の協働による見守り強化
- ④ 社会福祉法人の公益的取組を活かした地域支援の促進
- ⑤ 重層的支援体制整備事業と地域福祉活動との一体的推進
- ⑥ 多世代交流・居場所づくり等を通じた地域のつながりの再構築
- ⑦ 制度の狭間の課題を抱える世帯への対応や伴走支援の体制強化

3 地域福祉活動計画の意義及び期間と進行管理

(1) 地域福祉活動計画の意義

この計画は、市民の立場から進める地域福祉活動の計画を策定するものであり、併せてその推進役である奥州市社会福祉協議会の関連事業も盛り込むことで、一体となった活動を進めていこうとするものです。

市民と市社会福祉協議会が、ともに考え、ともに歩むために、次のようなことが考えられます。

- ① 計画づくりを通して、市民と地域福祉活動関係者が福祉課題について共通認識を持ちな

がら、地域福祉活動の目標について合意形成を図ることにより、役割分担や協力して行う活動が明確になります。

- ② 住民懇談会などへの参加を通して、市民や地域福祉活動関係者が市社会福祉協議会についての理解を深め、相互協力がしやすくなることで、組織の活動基盤の強化を図ることができます。
- ③ 中長期計画を策定することで、地域福祉活動が体系的・継続的に推進され、市民参加や関係機関・団体などとの連携が円滑になります。
- ④ 民間地域福祉活動の内容を明らかにすることで、行政との連携や連動性の確保につながり、市民参画が容易になります。
- ⑤ 基本理念の達成に向けて一定の活動方針に沿った事業等を計画的に展開することで、地域福祉関係者との協働が進めやすくなります。
- ⑥ 市民主体による多様な地域福祉活動の展開は、多面的な福祉サービスを生み出し、その提供を可能とすることから、地域の福祉力の向上が図られます。
- ⑦ 地域福祉の推進を担う市社会福祉協議会が策定する発展・強化経営計画と連携することで、財政基盤や組織の見直しを図り、将来にわたる地域福祉の推進が強化されます。

(2) 地域福祉活動計画の期間と進行管理

この計画は、令和12年度を最終年度とし、令和8年度から5年間を計画期間とします。計画期間である5年を、第1期3年、第2期2年に区分し、期ごとに進捗や達成状況などの点検（モニタリング）・評価を行いながら、最終年度には総合評価と第5次計画の策定を行います。計画の執行に係る協議や期ごとの評価については、奥州福祉推進市民会議において進行管理を行います。

4 前計画のふりかえり

(1) 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

[地域セーフティネット会議、生活支援、避難支援等]

第3次計画では、市内全域での地域セーフティネット会議の開催を目指し、未設置地区への働きかけや情報交換の場づくりに取り組んできました。その結果、多くの地区において民生児童委員やご近所福祉スタッフとの連携が進み、見守り体制の基盤整備が一定程度図られました。

また、計画最終年度には重層的支援体制整備事業に基づき地域福祉コーディネーターが配置され、アウトリーチ支援等を通じて支援を必要とする世帯の把握や関係機関へのつなぎ体制が強化され、早期支援につながる仕組みづくりに一定の成果が得られました。

一方で、地域間における取組状況の格差や担い手不足、支援体制の継続性といった課題が残っており、買い物支援をはじめとする生活支援の仕組み化については、次期計画における重点課題として整理されました。

(2) 地域福祉を支えるしくみづくり

[若者の活躍、子育て支援、社会福祉法人連携等]

第3次計画では、地域福祉の実践モデルの構築に取り組んできました。特に、高校生などの若者が主体的に参加する「若者などが活躍するモデル事業」の実施により、多世代交流や地域活動への参加機会の創出が進み、一定の効果が見られました。

また、ファミカフェ（ファミリーサポートセンター交流）の開催やこども食堂の立ち上げ支援に取り組んだ結果、こども食堂の普及が一定程度進み、地域主体による子育て支援の取組が着実に定着しつつあります。

さらに、社会福祉法人の送迎車両を活用した自治会主体の買い物支援の事例が見られるなど、地域資源を活かした生活支援の実践につながりました。

一方で、これらの取組を全市的に安定して運用する体制の構築には十分に至らず、持続可能な運営体制の整備は次期計画における重要な課題となっています。

(3) 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

[意識調査、災害ボランティアセンター、アウトリーチ等]

第3次計画では、広報・啓発活動や住民意識調査、福祉懇談会等を通じて、地域課題の把握と住民参加の促進に取り組んできました。

また、災害ボランティアセンターの運営訓練や関係機関との合同訓練を実施し、防災分野における実践力の向上が図られました。さらに、計画最終年度に実施した地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ支援により相談支援体制が強化され、制度の狭間の課題を抱える世帯への対応や伴走支援が可能になるなど、一定の成果が得られました。

第2章

地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 地域福祉活動計画の基本理念・基本方針・推進目標

(1) 基本理念

～ だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」をめざして ～

だれもが「この地域に住み続けたい」という願いをかなえるため、市民一人ひとりのふれあい、ささえあい、かたりあいの輪をひろげ、次の4項目をめざしながら、みんなの心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち」づくりを進めることを基本理念とします。

市民の福祉に対する願いに応え、「みんなと交わる」ことを大切にしながら、親しみに満ちた福祉活動をめざします。

市民の福祉に対する関心を高め、「みんなとともに楽しむ」ことを大切にしながら、市民参加による福祉活動をめざします。

市民の福祉に対する理解を深め、「みんなのために役立つ」ことを大切にしながら、よりよい自立に向けた活動をめざします。

市民の福祉にかかわる活動をしている人たちと手を結び、「みんなのための福祉」のあるべき姿を考え、市民の信頼に応える福祉活動をめざします。

(2) 地域福祉活動計画の基本方針

奥州市では、地域に暮らすすべての人が、安心して自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。本計画では、地域福祉計画の基本方針と整合を図りながら、住民主体の支え合い、地域福祉を支える基盤づくり、制度の狭間に対応した包括的支援の3つを基本方針として掲げ、地域の力を活かした福祉活動の展開を進めていきます。

(3) 推進目標

① 住民主体による安心・安全な地域づくり

地域における生活課題を住民が自分たちの課題として共有し、互いに支え合いながら解決していく地域づくりを進めます。多世代交流、居場所づくり、見守り活動、防災と福祉の連携強化など、身近な地域で取り組める活動を広げることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。また、地域セーフティネット会議等の場を活用し、地域の状況に応じた支援

体制づくりを住民とともに進めていきます。

ア 世代をこえて支え合い、一緒につくるまち

子育て世代の孤立防止や育児不安解消、多世代交流、福祉教育の推進などにより、日常的に支え合える地域をつくります。

イ 地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり

地域住民が課題に気づき、行動につながる仕組みをつくり、担い手の育成や住民主体の助け合い活動を推進します。

ウ 人が集い、つながりが生まれるまち

居場所づくりの充実と多様化を進め、誰もが気軽に参加できる交流の場を広げます。地域とのつながりを生み、支援につながる機会を増やします。

エ 防災と福祉がつながる安心のまち

地域セーフティネット会議を活用した避難支援体制の整備、防災と福祉の一体的研修や訓練の実施を進め、見守りと安全のある地域づくりを進めます。

② 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化

地域福祉活動を継続的に進めるためには、地域の団体、社会福祉法人、ボランティア、市民など多様な担い手が連携し、それぞれの力を発揮できる仕組みが必要です。このため、組織的な連携、活動財源の確保、人材の育成・支援などを通じて、地域福祉を支える基盤づくりを進めます。

ア 社会福祉法人との協力を通じて住民が共に支え合うまち

社会福祉法人連絡会の機能強化や公益的取組の推進を進め、地域資源を活かした支え合いの仕組みを整えます。

イ ボランティア・市民活動が活躍できるまち

ボランティアや市民活動の支援体制を強め、ご近所福祉スタッフや地域セーフティネット会議との連携を促進します。また、災害時支援や防災ボランティアの育成を進めます。

ウ 地域づくりを支える新たな財源づくり

地域福祉活動を支える財源の確保と、住民主体の新たな地域づくりを推進し、地域力を高めます。

エ 地域で協力し合い、ともに成長していくまち

研修体系の充実、後継者の育成、地域支援体制の強化などにより、地域福祉を担う人材基盤を整えます。

③ 制度の狭間に対応した包括的な相談・支援体制の整備

ひきこもり、孤立、貧困、困難を自覚できない世帯、権利侵害など、複雑で多様な課題に対

応するため、制度の狭間にあるニーズにも応えられる包括的な相談・支援体制を整えます。分野や機関をこえた連携、アウトリーチ、権利擁護、就労支援などを一体的に進め、必要な支援が確実に届く地域づくりを進めます。

ア 権利が護られ誰もが安心できるまち

権利擁護制度の周知、市民後見人の養成・活用、法人後見の推進などにより、安心して生活できる地域をつくります。

イ ひとりにしない支えあいのしくみづくり

支援が届いていない人を早期に把握する地域の目を育て、訪問活動や地域連携を通じてアウトリーチを推進します。

ウ 仕事や生きがいにつながる環境づくり

就労支援とアウトリーチ、参加支援などと連携し、働くことや社会参加への支援を充実させます。

エ 複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築

専門職のスキル向上や継続的な個別支援により、必要な支援を確実に届ける体制を整えます。

2 地域福祉活動計画の重要なポイント

本計画を推進するうえで特に重要となる視点として、①地域共生社会の実現に向けた取り組み、②地域福祉推進の基本単位、③行政区における見守り・支援の仕組みづくり、④重層的支援体制整備事業の取組みの4つが挙げられます。これらは住民主体の地域づくりと、制度の狭間にある複雑な課題に対応する包括的支援体制の両方を高めるために欠かせない視点であり、第4次計画における実践の基盤となるものです。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現は、年齢・障がい・子育て・生活困窮など、属性にかかわらず住民が支え合える地域の姿をつくることを目的としています。奥州市では、多世代が参加できる居場所づくりや地域食堂、サロン活動の充実を図り、地域のつながりを再構築していきます。これらの活動は、孤立を防ぎ、地域内での支援につながりやすい環境づくりに寄与するものであり、地域の誰もが気軽に参加できる交流の拠点として重要な役割を果たします。また、地域での気づきを広げる仕組みを通じて、住民が自然な形で支え合う風土を育むことを重視します。

(2) 地域福祉推進の基本単位

地域福祉活動を推進するための基本単位として、日常的な生活圏域（行政区・小学校区・中学校区など）があり、市民の主体的な福祉活動や市民参加の取り組みを進めるうえで基盤となる圏域です。

これからの地域福祉を推進するにあたり、この基本単位を3つの層に整理し、全市で取り組む圏域を第1層、市民の生活や活動の参加を基礎とする圏域を第2層、日頃から自分たちの暮らしを身近な小地域活動の実践の基本とする圏域を第3層と位置づけ、日常の支え合いや見守り活動に取り組むことを基本としています。これは第3次計画で位置付けた考え方を、第4次計画においても継承・発展させるものです。

① 第1層（市全域の単位）

市全域の事業や活動を中心として展開する単位で、地域福祉計画や地域福祉活動計画を基礎とした取組を推進します。

② 第2層（5地域・30地区）

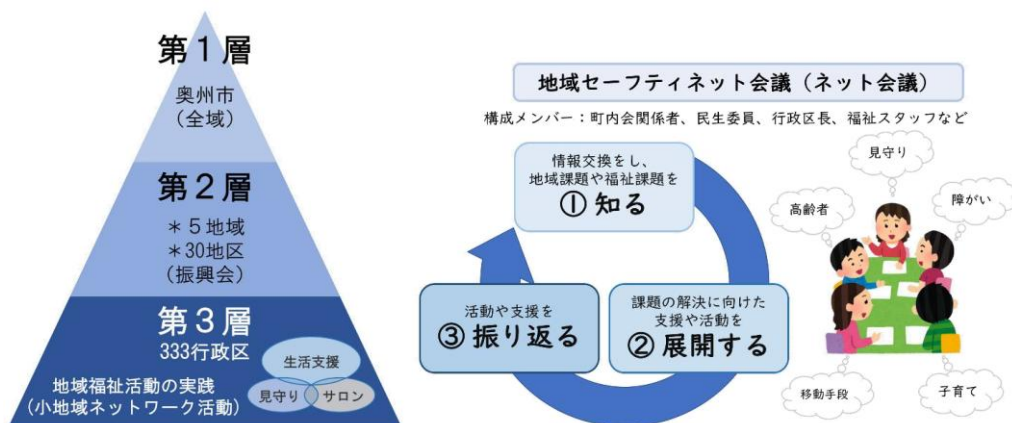
地域（旧5市町村）または30地区（振興会）を基本に、地域や地区内の住民による特性や強みを活かした福祉活動を展開する単位です。

③ 第3層（333行政区）

日常生活において、身近な小地域による地域福祉活動を実践する単位です。行政区内での福祉課題やニーズ、解決に向けた方法などについて話し合う場を設け、情報の共有や見守りや支え合いの活動を実践する単位です。

この話し合いの場として、地域セーフティネット会議を推進し、住民主体による活動を、市社会福祉協議会の福祉活動専門員や地域福祉コーディネーターが側面から支援しています。

なお、地域セーフティネット会議は、福祉活動推進員である行政区長が中心となって進められることが望ましく、地域の福祉を推進するうえで重要な役割を果たす場です。福祉活動推進員（行政区長）は、住民の福祉の増進に寄与する立場から、民生児童委員と連携し、要援護者の把握や地域課題の共有に協力するなど、地域の実情を踏まえた見守りや支援の体制づくりにおいて期待される存在です。



(3) 自治会等における要援護者の見守り・支援の仕組みづくり

地域の中で支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援につなぐためには、住民・地域組織・専門機関が役割を明確にしながら連携する体制が不可欠です。奥州市では、下記の4つの役割を相互に補完させながら、連携した支援の仕組みづくりを進めます。

① ご近所福祉スタッフ

地域に暮らす住民として、日常的な関わりの中で生活の変化に気づき、「見つける」「知らせる」「地域とつながる」という3つの役割を担う活動者です。現在、約1,063名（令和7年現在）が登録されており、民生児童委員を支える地域の支援力として重要な存在です。

② 民生児童委員

地域における福祉の相談窓口として、生活状況の把握、見守り、必要な機関へのつなぎを行う役割を担います。専門機関との調整や支援の橋渡しなど、公的な相談支援者としての役割を果たします。

③ 地域セーフティネット会議

地域セーフティネット会議は、福祉活動推進員である行政区長が中心となって進めることが望ましい、地域の支え合い体制の中核となる協議の場です。地域内の「気になる世帯」や生活課題について、住民が情報を持ち寄り、情報共有・課題の整理・支援方法の検討を行います。

特に、見守り体制づくり、生活支援の役割分担、災害時の避難支援の体制確認など、地域における支援の在り方について、住民同士が合意形成を図る重要な枠組みとして機能します。

これらの取り組みにより、地域における“気づき”を支援につなげる仕組みを強化し、より安心して暮らせる地域づくりを推進します。

④ 地域福祉コーディネーター

地域からの孤立や支援拒否などで必要な支援につなげていない世帯について、訪問（アウトリーチ）により状況を把握し、本人・家族との関係づくりを行いながら、関係機関との調整を進める専門職です。地域セーフティネット会議の開催を支援しながら、そこで挙げられた「気になる世帯」や生活課題について制度横断的な支援につなぐ役割を果たします。また、第2層生活支援コーディネーターを兼任し、地域資源の把握や支援ニーズとのマッチング、通いの場づくりや買い物・移動支援、見守り活動などの資源開発・調整を行います。

これら4つの担い手が連携することで、地域における「気づきから支援まで」の流れを確立し、早期発見・早期支援を進める体制づくりを強化します。

(4) 重層的支援体制整備事業の取組み

制度の狭間にあり、支援につながりにくい世帯や複雑な課題を抱える人への対応を強化する

ため、奥州市では重層的支援体制整備事業を地域福祉活動と連動させて取り組みます。地域福祉コーディネーターの配置による「参加支援」「地域づくり支援」「アウトリーチ支援」に向けた一体的な実施に取り組み、地域福祉活動と相互に補完し合うものです。

① 参加支援

ひきこもり、孤立、障がい、子育て困難などにより社会参加が難しい人に対し、居場所や活動を通じて参加の機会を提供し、地域とのつながりを生み出します。

② 地域づくり支援

地域住民が自ら支え合い活動に取り組むための後押しを行い、地域セーフティネット会議やサロン活動など、小地域における支え合いの基盤を整えるとともに、多様な主体による生活支援や介護予防の活動を創出していく取組です。

③ アウトリーチ支援

支援につながっていない世帯に対し、訪問によって状況を把握し、必要な支援へつなぐ活動です。地域福祉コーディネーターが中心となり、関係機関との調整や支援の入口づくりを担います。

これら3つの支援を一体的に運用することで、地域福祉活動における「支援の隙間を埋める」役割を果たし、地域で支援を必要とする人に確実に支援が届く体制づくりを進めていきます。

(5) 福祉活動専門員、地域福祉コーディネーターの連携

本計画では、福祉活動専門員、地域福祉コーディネーターが連携し、それぞれの専門性を活かしながら、地域の実情に応じた支援体制の構築を進めます。

個別の困りごとへの対応と、住民主体の地域づくりを一体的に推進することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

① 福祉活動専門員

福祉活動専門員は、地域住民や関係団体と連携しながら、地域課題の把握と住民主体の福祉活動の企画・推進を行います。ボランティア活動の育成・支援や、サロン活動、見守り活動などの立ち上げ支援を通じて、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。

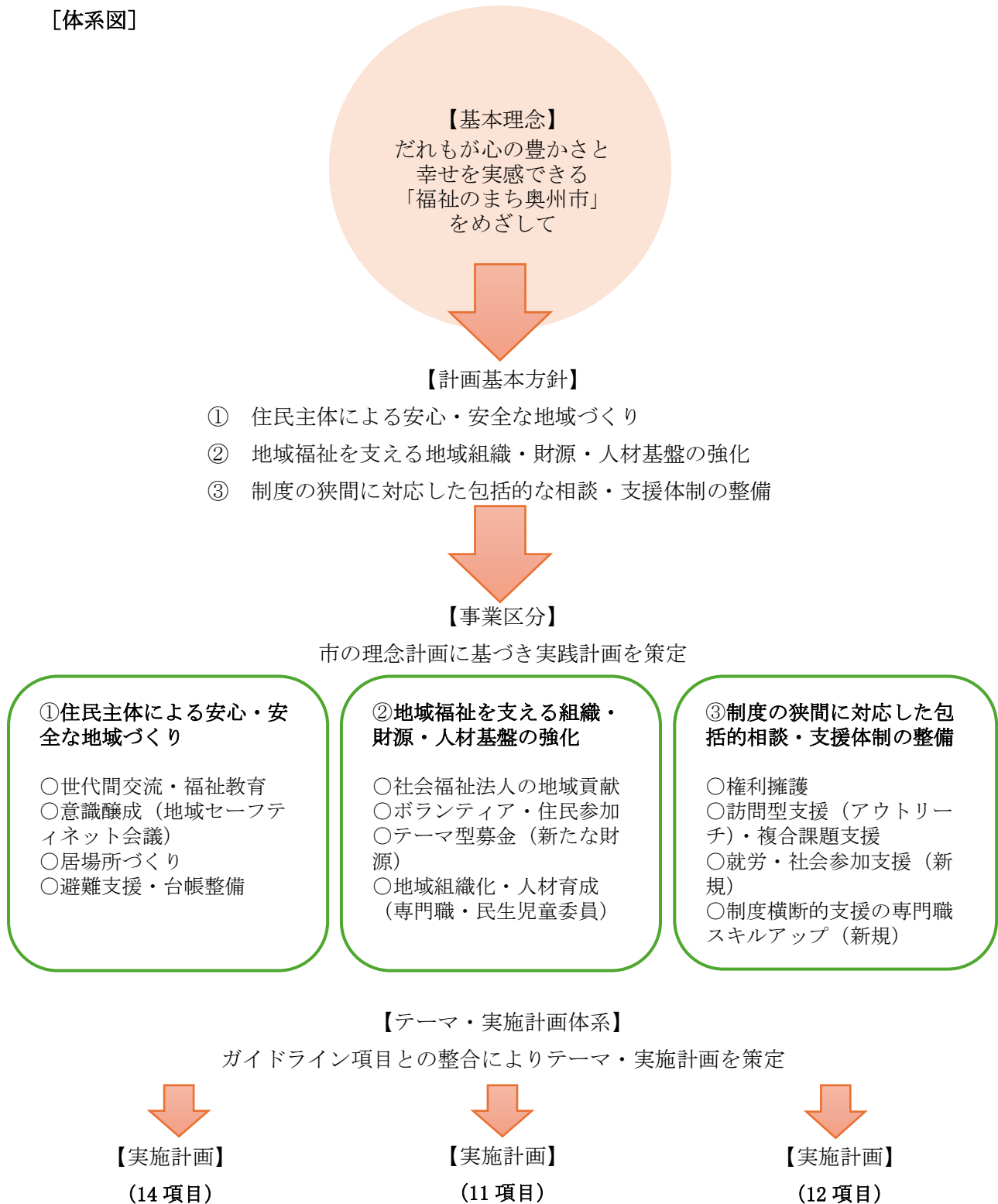
② 地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、支援が必要な方を早期に把握し、アウトリーチを通じた相談支援を行います。関係機関や地域資源との連携・調整を担い、個別支援と地域づくりを結びつけながら、複合的な課題を抱える世帯への支援体制の強化を図ります。

また、高齢者の生活課題を中心にニーズを把握し、生活支援体制の構築を進めます。買い物支援や移動支援、見守り活動などの地域資源の開発・調整を行い、介護予防の視点から通いの場づくりや地域参加の促進に取り組みます。

3 第4次奥州市地域福祉活動計画の体系

[体系図]



[テーマ・実施計画]

① 住民主体による安心・安全な地域づくり

事業区分	テーマ	実施計画（14項目）
1 地域づくり・世代間交流・福祉教育 重点	世代をこえて支え合い、一緒につくるまち	①子育て世代の交流や孤立防止、育児不安の解消、育児支援制度の利用促進 ②多世代間交流の取組みの促進 ③こども食堂の啓発事業の実施等 ④福祉教育の推進
2 支え合いの意識醸成（地域セーフティネット会議） 重点	地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり	① 気づきを共有し行動につなぐ仕組みづくり ② 意識啓発と参加のきっかけづくり ③ 生活支援と地域づくりへの展開
3 居場所づくり 新規	人が集い、つながりが生まれるまち	①既存の居場所の充実と多様化 ②誰もが参加しやすい場づくりと拠点整備 ③支援へのつながり強化と地域連携の推進
4 避難支援・台帳整備	防災と福祉がつながる安心のまち	① 避難支援台帳を起点とした体制整備 ② 地域セーフティネット会議を活用した支援分担の明確化 ③ 自主防災組織と連携した訓練の推進 ④ 名簿・訓練・広報の定着化

② 地域福祉を支える地域組織・財源・人材基盤の強化しくみづくり

事業区分	テーマ	実施計画（11項目）
1 社会福祉法人地域貢献 重点	社会福祉法人との協力を通じて住民が共に支え合うまち	① 法人主体による地域貢献活動の促進 ② 地域と法人をつなぐコーディネート体制の強化
2 ボランティア・住民参加	ボランティア・市民活動が活躍できるまち	① ご近所福祉スタッフを基盤とした参加促進 ② 有償生活支援ボランティア「ささえあいの会」の強化 ③ 災害ボランティアセンター機能との連動強化

事業区分	テーマ	実施計画（11項目）
3 テーマ型募 金 新規	地域づくりを支える 新たな財源づくり	① 地域づくり活動への重点的な財源支援 ② 新たな地域づくりの掘り起こしとモデル化 ③ 財源と活動をつなぐ支援体制の整備
4 地域組織化 （地域セーフテ ィネット会議）・ 人材育成（専門 職・民生児童委 員） 重点	地域で協力し合い、 ともに成長していく まち	① 地域支援体制の充実 ② 研修体系の再構築と実践力の向上 ③ 後継者の育成

③ 制度の狭間に対応した包括的な相談・支援体制の整備

事業区分	テーマ	実施計画（12項目）
1 権利擁護	権利が護られ誰もが 安心できるまち	①権利擁護制度の周知と理解の促進 ②市民後見人の養成・受任促進 ③複数後見と独り立ち支援 ④受任調整・法人後見の活用
2 訪問型支援 （アウトリー チ）・複合課題解 決	ひとりにしない支え あいのしくみづくり	① 支援が届かない人に気づく地域づくり ② アウトリーチにつなぐ連携の強化 ③ 訪問による関係構築と支援への橋渡し
3 就労・社会参 加支援 新規	仕事と生きがいにつ ながる環境づくり	①就労困難者への相談体制と支援ルートの強 化 ②関係機関と連携した横断的支援の推進 ③社会参加・就労準備を支える地域資源の活用 促進
4 包括的支援 の専門職スキル アップ 新規	複合的課題に対応す る制度横断的支援体 制の構築	①専門職のスキルアップ ②柔軟で継続的な地域・個別支援

第3章

推進目標による実施計画

世代をこえて支えあい、一緒につくるまち

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

少子化や学校の統廃合の進行により、若年世代を中心とした市街地への移住が進む中、地域社会の構造や生活環境は大きな転換期を迎えています。子育て世帯が日常的な支援を得にくく、孤立や育児不安を抱えやすい状況が見られます。

また、交流の機会や子どもの居場所については地域間格差があり、こども食堂等を担う地域の人材や体制も十分とはいえない状況にあります。さらに、若い世代が地域活動に参画する機会も限られており、地域とのつながりが希薄化しつつあります。

（課題）

こうした地域社会の環境の変化に的確に対応し、世代を超えた交流と協働を基盤とした、持続可能で「包摂的な地域福祉」（※1）の実現を図ることが求められています。

そのためには、子育て世帯が地域とつながり、切れ目なく支援につながる体制づくりが必要です。また、子どもが安心して過ごせる居場所の拡充と、それを支える担い手の確保・育成が重要な課題となっています。さらに、若年層の地域参加の実態を踏まえ、子どもの頃から「他者の困りごと」に気づき、支える力を育む福祉教育の一層の推進により、将来の地域の担い手を育成する必要があります。

（目指す地域の姿）

- ・子どもや家庭の不安を地域全体で受け止め、誰一人孤立させない支え合いの仕組みが整った地域
- ・多世代交流が広がり、こども食堂など身近な場を通じて助け合いの輪が生まれ、福祉教育を通して「思いやり」の心が次の世代へと受け継がれる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

子どもから大人まで、誰もが地域とのつながりを実感しながら、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

子育て家庭の孤立防止、世代間交流の促進、こども食堂などの居場所づくりの推進、福祉教育の充実を通じて、地域全体で支え合う力を高めていきます。

互いの違いを認め合い、理解と助け合いの中でともに成長できる、あたたかい地域コミュニティの形成を目指します。

（活動指標と目標の視点）

本計画では、各目標の達成状況を分かりやすく示すため、現状（R6）、計画開始年（R8）、計画最終年度（R12）における要点となる活動指標を掲示します。年度ごとの詳細な数値や進行管理については、巻末資料に整理しています。

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R6 年度	R8 年度	R12 年度
1-1				
奥州市ファミリーサポートセンター事業	・会員数・年間活動件数	1,118 人 1,056 件	1,200 人 1,100 件	1,200 人 1,100 件
こども食堂運営支援事業	・こども食堂開設数	13 団体	17 団体	25 団体
福祉推進校事業	・福祉推進校指定数	26 校	26 校	26 校
サードプレイス事業	・開設日数・利用登録・利用者数	71 日 登録 4 人 利用 3 人	100 日 登録 6 人 利用 40 人	100 日 登録 10 人 利用 60 人
福祉活動専門員・重層的支援体制整備事業	・世代間交流企画実施支援件数	-	2 か所	2 か所
	・世代間交流実施行政区数（ネット会議）	-	91 か所	95 か所

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
①子育て世代の交流や孤立防止、育児不安の解消、育児支援制度の利用促進	○子育て世代交流会の開催や、子育て世代が主体的に参画できる地域行事の企画実施の支援を行います。	実施				
	○育児に不安や悩みを抱える家庭に対し、関係機関と連携した相談支援や情報提供を行います。	実施				
②多世代間交流の取組の促進	○こども食堂の新規開設および継続的な運営の支援とともに、地域に愛着を持てるような世代間交流の場づくりや行事の企画・実施を支援します。	実施				
	○研修会や情報交換会の開催、活動事例の紹介、支援状況の周知などを通じて、こども食堂の意義や取組の理解促進を図ります。	実施				
③こども食堂に関する啓発事業の実施等	○小中学校等における総合的な学習の時間や探究的な学習の支援、福祉協力校の指定等を通じて、子どもたちが福祉への理解と関心を深める機会の充実を図ります。	実施				

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども支援の事業等に担い手として参加します。 ・ 多世代交流の取組みを実施します。 ・ こども食堂研修会等に参加し、居場所づくりに参画します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代の交流を企画・実施し、ファミリーサポートセンター等の育児支援制度の利用を促進します。 ・ 多世代交流の取組みを支援します。 ・ こども食堂の立ち上げや運営を支援します。 ・ 福祉教育を支援します。 ・ 地域に愛着を持てるような世代間交流の場づくりや行事の企画・実施を支援します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
奥州市ファミリーサポートセンター事業	委託
こども食堂運営支援事業	共募
福祉推進校事業	共募
サードプレイス事業	共募
福祉活動専門員	補助・会費
重層的支援体制整備事業 (第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務)	委託

[註釈]

(※1) 包摂的な地域福祉

地域に暮らすすべての住民が、孤立や排除の状態に置かれることなく、支援や参加の機会にアクセスできる地域社会を構築することを目的とした地域福祉の理念。

ガイドラインの項目 (規定事項)	①-イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
------------------	--

地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

奥州市内では、福祉懇談会や地域セーフティネット会議などを通じて、住民同士が困りごとや生活課題について話し合う機会が設けられています。また、「ご近所福祉スタッフ」や民生児童委員等が、日常的な見守り活動を通じて、気になる世帯や生活上の困りごとを把握しています。

一方で、把握された課題が地域全体で十分に共有されない事例や、気づきが具体的な支援行動につながらないまま個人の段階でとどまっている状況もみられます。さらに、地域活動の担い手が固定化し、新たな参加者が生まれにくいことから、地域課題を「自分ごと」として捉える意識の醸成が十分とは言えない現状があります。

また、地域セーフティネット会議が未設置の行政区においては、要支援者の把握や地域課題の共有の仕組みが十分に整っておらず、身近な近隣関係の中で気づきを育てる機会が限られています。

（課題）

地域においては、ご近所福祉スタッフや民生児童委員等により、要支援者や生活上の困りごとが把握されているものの、それらの情報が地域セーフティネット会議等を通じて十分に共有・整理されず、具体的な支援行動につながりにくい状況があります。また、支え合い活動への参加方法や役割が明確でないことから、「何かしたい」「役に立ちたい」という住民の思いが実際の行動に結びつかないケースも見受けられます。

加えて、地域セーフティネット会議が未設置の行政区においては、地域の課題や要支援者に対する意識を高める場や機会が限られており、日常的なあいさつや見守り、声かけといった身近な支え合いの意識が十分に育ちにくい傾向があります。こうした地区においては、地区内における支え合いの好事例の共有や出前講座等の機会を通じて、近い将来、身近な地域の中に支え合いの仕組みがあることで安心して暮らせる環境が整っていると住民が実感できるような意識の醸成が求められています。

（目指す地域の姿）

- ・住民一人ひとりが地域の困りごとに自然に気づき、必要なときには声をかけ合える地域
- ・困りごとが地域セーフティネット会議等を通じて共有され、「できることから関わる」支え合いの風土が地域に根付いている地域
- ・支え合いが特別な活動ではなく、日常の中に自然に根づいている地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

地域セーフティネット会議を中核として、ご近所福祉スタッフ等から寄せられる情報をもとに、要支援者や地域課題の早期把握と共有を進めます。

あわせて、住民の「何か役に立ちたい」という思いを具体的な行動につなげるため、参加しやすい関わり方や役割の整理を行い、支え合いの意識を日常生活の中に定着させます。

会議が未設置の行政区においては、地域の実情に応じた柔軟な取組を重視し、日常的なあいさつや見守り、声かけ等を通じて、近隣への関心や支え合い意識の醸成を図ります。あわせ

て、地区内における好事例の紹介や出前講座等を通じて、支え合いの取組を身近に感じられるよう働きかけを行います。

住民が地域の構成員としての役割を実感し、地域への関わりが負担ではなく、やりがいや一体感として受け取られるような地域づくりを進めます。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R6 年度	R8 年度	R12 年度
1-2				
かたりあいの輪福祉懇談会	・開催回数	30 回	30 回	30 回
小地域ネットワーク事業 (地域セーフティネット会議) (ふれあいいきいきサロン事業)	・ネット会議実施回数・参加者数「ネット会議の開催回数、参加人数」)	245 か所 750 回 7,159 人	250 か所 760 回 7,200 人	270 か所 800 回 7,400 人
	・生活支援件数	178 か所	183 か所	208 か所
	・サロン参加件数	-	35 か所	35 か所
	・出前講座(生活支援事例紹介)数	-	2 件	2 件
福祉活動専門員・重層的支援体制整備事業 (第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務)	・生活支援立ち上げ支援数	-	2 件	2 件
	・ネット会議等でのマップ作成支援件数		13 件	14 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
① 気づきを共有し行動につなぐ仕組みづくり	○市内各地区において、地域セーフティネット会議の定期的な開催を促進し、ご近所福祉スタッフ等からの気づき情報の共有を進めます。	実施				
	○要援護者支援や地域課題について、福祉懇談会等のグループワークを通じて「自分たちにできること」を話し合い、役割や関わり方の整理・検討を行い、行動につなげていきます。	実施				

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
② 意識啓発と参加のきっかけづくり	○振興会や自治会、サロン活動、いきいき百歳体操等の場に出向く 出前講座を通じて、市内各行政区における支え合い活動の好事例を紹介しながら、お互いを気にかけることの大切さや、見守り・生活支援につながる地域セーフティネット会議の仕組みについて周知・啓発を行います。	実施				
	○見守りや生活支援等に住民が無理なく関われるよう、関わり方や役割分担の考え方を共有し、参加に伴う負担感をできるだけ少なくする工夫や働きかけを行います。			評価	改善	
③ 生活支援と地域づくりへの展開	○除雪、買い物支援、ゴミ出し支援、見守り活動などの生活支援活動の充実を図ります。	実施				
	○振興会や地域セーフティネット会議等の場において、要支援者の把握や地域資源の確認を行いながら、支え合いの状況を共有するマップづくりや見直しを進め、平常時の見守りや災害時の避難支援にも役立てていきます。			評価	改善	

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な近隣関係の中で、困りごとや気になる世帯に目を向け、日常的な声かけや見守りに努めます。 ・福祉懇談会や地域セーフティネット会議等に参加し、地域課題の共有と解決に向けた話し合いに関わります。 ・除雪や買い物支援、見守り活動など、無理のない範囲で生活支援活動に参加します。 ・未設置地区においては、地域の実情に応じて、小さな気づきや助け合いを積み重ね、地域の一体感の醸成に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域セーフティネット会議の運営支援を行い、議題整理や情報共有の仕組みづくりを支援します。 ・ご近所福祉スタッフの活動支援や研修を行い、気づき力・支援力の向上を図ります。 ・出前講座の企画・講師派遣を通じて、好事例の共有や意識啓発、参加促進を支援します。 ・生活支援活動の立ち上げ支援や、支え合いマップづくりに関する技術的助言を行います。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
かたりあいの輪福祉懇談会	共募・委託
小地域ネットワーク事業 (地域セーフティネット会議) (ふれあいいきいきサロン事業)	会費・共募
福祉活動専門員	補助・会費
重層的支援体制整備事業 (第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務)	委託

ガイドラインの項目 (規定事項)	<p>④イ</p> <p>住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
------------------	--

人が集い、つながりが生まれるまち

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

自治会集会所や地区センター、公民館を拠点に、いきいきサロン活動（※1）やよさってくらぶ（※2）などの居場所づくりが各地で展開され、見守り・交流・介護予防の場として機能しています。特に中山間地では、よさってくらぶやサロン活動が地域住民の日常的な交流の場として定着しています。

また、サロン活動から、週1回「いきいき百歳体操」を実施するよさってくらぶへ移行する地域が増加しており、継続的な運動習慣の定着とともに、参加者同士の交流が深まり、地域コミュニティの形成が一層進んでいます。あわせて、健康に対する意識の向上も見られており、今後もこうした移行をさらに促進していきます。

一方、市街地においては、公民館や集会所といった既存拠点が不足している地域もあり、空き家、空き店舗、廃校などを活用した新たな居場所づくりの取組が広がりつつあります。

（課題）

居場所活動が実施されていない行政区も一部に存在し、市街地では拠点となる場所の不足が顕著です。また、担い手の高齢化や世話人の負担増、後継者不足が進行しており、活動の継続が困難になりつつある地域も見られます。

加えて、若年層や子育て世帯、生活困窮世帯などの参加が進まない地域もあり、世代間交流や多様な層が参加できる工夫が不十分であることが課題となっています。

（目指す地域の姿）

- ・身近な居場所が市街地・中山間地それぞれの特性に応じて整備され、子どもから高齢者まで多世代が自然につながる地域
- ・市街地では新たな拠点が確保され、中山間地ではいきいき百歳体操やサロン活動が交流と見守りの中心となり、困りごとが早期に支援へつながる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

誰もが気軽に立ち寄れる身近な居場所や地域拠点の整備を進め、市街地においては空き家・空き店舗等を活用した新たな拠点づくりを支援し、中山間地においてはいきいき百歳体操やサロン活動を活用した地域のつながりを強化します。

これらの場を見守りや相談の入口として位置づけ、地域福祉コーディネーターを軸に、住民と関係機関が連携して支援につなぐ体制を強化し、誰も孤立しない地域づくりを進めます。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
1-3				
小地域ネットワーク事業（地域セーフティネット会議）・奥州市重層的支援体制整備事業 奥州市重層的支援体制整備事業・奥州市地域包括支援センター事業・奥州市生活困窮者自立支援事業	・空き家、空き店舗、廃校等活用した居場所づくり支援件数	-	20 件	20 件
	・サロン活動からよさってクラブ移行件数	-	2 件	2 件
	・居場所と連携した相談支援件数	-	5 件	5 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
①既存の居場所の充実と多様化	○サロン活動・よさってくらぶなど既存活動の継続支援を行い、特に中山間地における交流拠点としての機能強化を図ります。	実施				
	○サロン活動からよさってくらぶへの移行を促進し、地域コミュニティの形成と健康意識の向上を図ります。	実施				
	○広報や参加促進を通じて、若年層・現役世代の参加拡大を支援します。	実施				
	○子ども食堂や世代間交流イベントを拡充し、見守り・健康づくり（いきいき百歳体操）・相談機能の強化に取り組みます。	実施				
②誰もが参加しやすい場づくりと拠点整備	○市街地において、空き家・空き店舗・廃校等の地域資源を活用した拠点整備を重点的に検討し、集会所のない地域への居場所づくりを支援します。	検討	実施			
	○孤立しやすい人（ひきこもり）が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、SNS（※3）や広報媒体等を活用し、若年層や現役世代の参加促進に取り組みます。	実施				

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12	
③支援へのつながり強化と地域連携の推進	○居場所を見守り・相談の起点として明確に位置づけ、生活課題が早期に支援へつながる仕組みづくりを進めます。地域福祉コーディネーターを軸に、民生児童委員、自治会、関係機関との連携を強化します。	検討	実施			評価	改善

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地を中心に、よさってくらぶやサロン活動を通じた交流と見守りを継続・拡充します。 ・市街地では空き家・空き店舗等の活用に協力し、拠点づくりや居場所づくりを進めます。 ・地域課題や孤立の兆しに気づき、声かけや参加の呼びかけ等の初期的な支援を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所・拠点づくりの立ち上げ支援や運営調整を行い、市街地における新たな拠点づくりを重点的に支援します。 ・見守りや相談機能の強化を図り、居場所を支援につなぐ入口として機能強化を行います。
社会福祉法人・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の居場所の提供や利活用に協力し、交流の機会づくりに参画します。 ・中山間地においては、よさってくらぶやサロン活動への協力・支援を行います。 ・地域資源情報の共有と支援ネットワークづくりに協力します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
小地域ネットワーク事業 (地域セーフティネット会議)	会費・共募
奥州市重層的支援体制整備事業 (アウトリーチ等を通じた継続的支援業務、第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務、参加支援事業)	委託
奥州市地域包括支援センター事業	委託
奥州市生活困窮者自立支援事業	委託

[註釈]

(※1) サロン活動 (ふれあいいいききサロン)

おおむね月1回、地域住民が気軽に集い、交流や見守り、介護予防、情報交換などを行う、身近な居場所づくりを目的とした住民主体の集いの場をいう。

(※2) よさってくらぶ

高齢者の筋力維持や転倒予防、健康づくりを目的に、地域の集会所や公民館等で週1回いきいき百歳体操を実施する、住民主体の通いの場をいう。継続的な運動習慣の定着とともに、交流や見守り機能を併せ持つ取組である。

(※3) SNS

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）、YouTube（ユーチューブ）等を活用したインターネット上の情報発信や共有、交流を行うためのサービスのことを指す。

ガイドラインの項目（規定事項）	① ーシ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）
-----------------	---

防災と福祉がつながる安心のまち

1 現状課題と目指す地域の姿

(現状)

奥州市では、避難行動要支援者台帳の整備が進み、多くの行政区において、民生児童委員や自治会との連携による見守りや情報共有が行われています。

また、地域セーフティネット会議においても、支援が必要な方への対応が協議されるなど、平時からの支え合いの基盤づくりが進んでいます。

一方、福祉マップの作成や活用に取り組む地域も見られはじめており、避難支援体制づくりに向けた土台づくりが進展しつつあります。

(課題)

避難支援台帳の更新方法や、支援分担の整理、訓練の実施状況には地域差があり、災害時の具体的な行動につながりきれていない地域も見られます。

名簿が作成されていても、日常的な見守りや訓練に十分に活用されていない事例があることから、既存の仕組みを「実際に動く体制」へつなげていくことが課題となっています。

(目指す地域の姿)

- ・要支援者情報が福祉マップ等と連動し、地域で支援役割が明確になっている地域
- ・防災と福祉が一体となり、支援が必要な人にも確実に目が届き、誰もが安心して避難できる地域

(地域福祉の推進に関する基本的な考え方)

避難支援台帳の整備を出発点に、地域セーフティネット会議での話し合い、福祉マップの作成・更新を通じて、支援役割の共有と体制整備を進めます。

さらに、自主防災組織と連動した避難支援訓練へつなげ、防災と福祉が一体となった実践的な支援体制の確立を図ります。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
1-4 (避難支援)				
避難行動要支援者支援事業	・避難支援台帳数【再掲】	1,158 名	1,172 名	1,200 名
小地域ネットワーク事業 (地域セーフティネット会議)	・避難支援に取り組むネットワーク会議数	-	70 か所	90 か所
	・分担から訓練の段階的な避難支援に取り組む行政区数	-	30 か所	50 か所

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
奥州市重層的支援体制整備事業	・台帳・マップ・ネット会議の調整支援数	-	190 か所	210 か所
福祉活動専門員	・避難支援会議・研修の支援数	-	3 件	5 件
	・広報への好事例（避難支援）の紹介件数	-	3 件	7 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
① 避難支援台帳を起点とした体制整備	○避難行動要支援者名簿の整備・更新を推進し、地域セーフティネット会議において対象者の把握と支援の方向性を共有します。	実施				
	○台帳情報をもとに、福祉マップの作成・更新を支援し、地域内の支援体制を「見える化」します。	実施				
② 地域セーフティネット会議を活用した支援分担の明確化	○会議において、避難支援の役割分担、連絡体制、支援手順について協議し、地域ごとの行動イメージを具体化します。	実施				
	○段階的な取組（台帳整備 → 分担整理 → 連絡網整備 → 実地訓練）を計画的に進めます。	実施 評価 改善				
③ 自主防災組織と連携した訓練の推進	○自主防災組織と連携し、福祉の視点を取り入れた避難支援訓練・情報伝達訓練を実施します。	実施 評価 改善				
	○市の防災部局との合同研修を通じて、防災と福祉の連携意識の定着を図ります。	実施				
④ 名簿・訓練・広報の定着化	○避難支援名簿の定期更新と、福祉マップの継続的な見直しを支援します。	実施				
	○行政広報や社協だより等を活用し、住民への周知と意識啓発を継続的に行います。	実施				

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域セーフティネット会議への参加を通じて、避難支援名簿や福祉マップの作成・更新に協力します。 ・自主防災訓練や避難支援訓練に参加し、役割分担や連絡体制を確認します。

対象	役割
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な見守りを通じて、支援が必要な人に目を配り、災害時の支援につながる関係づくりを行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援台帳、福祉マップ、地域セーフティネット会議の連携を支援し、体制づくりの調整役を担います。 ・ 自主防災組織との連携を進め、防災訓練に福祉の視点が反映されるよう支援します。 ・ 研修や広報を通じて、防災と福祉の一体的な取組の定着を図ります。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
避難行動要支援者支援事業	委託
小地域ネットワーク事業 (地域セーフティネット会議)	会費・共募
奥州市重層的支援体制整備事業	委託
福祉活動専門員	補助・会費

ガイドラインの項目（規定事項）	② - オ 避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援の推進方策 （法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）
-----------------	---

社会福祉法人との協力を通じて住民が共に支え合うまち

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

社会福祉法人連絡会は令和5年度発足から3年目を迎え、法人間の情報共有や意見交換を通じて、地域福祉への関心と連携意識が高まりつつあります。

一部の法人では、自治会が実施する買い物送迎活動にデイサービス車両を貸し出す取組や、こども食堂の運営支援・会場提供など、地域と連携した公益的な取組が実践され始めています。

これらの取組は、法人の専門性や資源を生かした地域貢献の好事例として位置づけられ、今後はこうした実践例をモデルとして整理・共有し、他地域・他法人へ波及させていくことが期待されています。

（課題）

社会福祉法人の地域貢献は一部で実践が始まっているものの、まだ個別的な取組にとどまっており、法人が主体となって地域づくりに関わる体制としては十分に確立されていない状況です。

法人の主体性を尊重しつつ、地域との協働を後押しする仕組みづくり、取組事例の整理・共有、相談・調整機能の強化などにより、持続的に地域貢献活動を広げていく体制づくりが課題となっています。

（目指す地域の姿）

- ・社会福祉法人と地域が連携し、買い物など日常生活の困りごとが身近な地域の中で支え合われている地域
- ・要援護者が居場所や地域活動に参加し、役割を持ちながら社会とつながり続けられる地域
- ・法人の資源や専門性が地域に開かれ、必要な支援が途切れることなく提供される安心できる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

社会福祉法人連絡会を中心に、法人の主体的な取組を尊重しながら、地域づくりへの参画を後押しする体制整備を進めます。

自治会の買い物送迎支援への車両提供や、こども食堂への協力など、具体的な実践事例をモデル化し、他法人や他地域へ展開できるよう支援します。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
2-1				
奥州市重層的支援体制整備事業 ・福祉活動専門員	・法人協力による 買い物支援・居場所づくりのコーディネート件数	-	1 件	3 件
社会福祉法人連絡会事業	社会福祉法人連絡会加盟法人数	18 法人	20 法人	24 法人

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
① 法人主体による地域貢献活動の促進	○デイサービス車両の地域活用、施設開放、人的支援など、法人資源を生かした地域貢献活動を支援します。					
	○先行事例を「地域貢献モデル」として整理し、法人連絡会内で共有・横展開を図ります。					
② 地域と法人をつなぐコーディネーター体制の強化	○地域福祉コーディネーターや社会福祉協議会が調整役となり、地域ニーズと法人の資源をつなぐ仕組みを整えます。					
	○法人が主体となって地域づくりに参画できる体制づくりを支援します。					

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で買い物に困っている人や外出が困難な人に気づき、日常的な声かけや見守りを行います。 ・居場所づくりや交流活動に参加し、要援護者が地域で役割を持ち続けられるよう支えます。 ・社会福祉法人や社会福祉協議会、地域福祉コーディネーターと連携し、地域の課題解決に主体的に関わります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人連絡会の事務局機能を担い、法人間の調整や情報共有、協働体制の構築を支援します。 ・地域福祉コーディネーターを中心に、地域ニーズと法人の資源をつな

対象	役割
	<p>ぐコーディネート機能を発揮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援や居場所づくりなどの公益的取組について、仕組みづくりや人材育成、情報発信を行います。
社会福祉法人連絡会・社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の専門性や資源（車両、施設、人材等）を生かし、買い物支援や移動支援、居場所づくりなどの地域貢献活動を主体的に展開します。 ・自治会や地域団体と協働し、デイサービス車両の地域開放や施設スペースの提供など、地域の実情に応じた支援を行います。 ・先行事例を法人間で共有し、地域貢献モデルの横展開を図ります。 ・地域福祉コーディネーターや関係機関と連携し、公私協働による支援体制の強化に努めます。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
奥州市重層的支援体制整備事業 (第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務)	委託
福祉活動専門員	補助・会費
社会福祉法人連絡会事業	社会福祉法人連絡会

ガイドラインの項目（規定事項）	<p>③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
-----------------	---

ボランティア・市民活動が活躍できるまち

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

奥州市では、「ご近所福祉スタッフ」を中心に、地域住民による見守り活動や声かけ、身近な支え合い活動が各地域で実践されています。

また、「地域セーフティネット会議」を通じて、地域の課題や困りごとを共有し、生活支援や関係機関との連携につなぐ仕組みが築かれています。

生活支援の分野では、有償生活支援ボランティア組織「ささえあいの会」により、買い物、通院付き添い、ゴミ出しなどの支援が行われており、社会福祉協議会がコーディネート機能を担っています。

さらに、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入・派遣・活動支援を行う体制が整備されています。

（課題）

一方で、ご近所福祉スタッフやボランティアの担い手の高齢化が進み、活動の継続や世代交代が課題となっています。

地域セーフティネット会議の開催頻度や活用状況には地区差があり、情報共有や役割分担が十分に機能していない地域も見られます。

「ささえあいの会」の活動についても、ニーズの増加に比して担い手の拡大が追いついていない状況があり、活動に参加しやすい仕組みづくりが求められています。

また、通院や買い物に関する付き添いや送迎ニーズが高まる中で、関係法令への配慮を踏まえた安全で継続可能な支援体制の整備が課題となっています。

（目指す地域の姿）

- ・ご近所福祉スタッフや住民ボランティアが中心となり、日常的な支え合いが当たり前に行われている地域
- ・平時の生活支援から災害時のボランティア活動まで、地域の力が発揮される持続可能な体制が整った地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

ご近所福祉スタッフや地域セーフティネット会議を基盤に、住民主体の支え合い活動を一層推進します。

「ささえあいの会」のような住民参加型の生活支援活動を支援し、活動に必要な知識・技術の習得や活動拠点の確保を進めます。

あわせて、有償による生活支援活動については、関係法令の趣旨を踏まえ、適切な運用や体制整備に配慮しながら、通院や買い物等の付き添いや送迎ニーズに対応できる支援体制の構築を進めます。

また、災害ボランティアセンター機能との連動により、平時から災害時まで切れ目のないボランティア活動体制を構築します。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
2-2				
ボランティア・市民活動センター運営事業	・ご近所福祉スタッフ研修の実施回数・参加人数	-	15 回 400 人	20 回 600 人
福祉活動専門員	・ささえあいの会の買い物・通院支援コーディネート数		80 件	100 件
	・災害ボランティアセンター運営訓練参加者数		60 人	80 人

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
① ご近所福祉スタッフを基盤とした参加促進	○ご近所福祉スタッフの役割周知と担い手育成に取り組みます。	実施				
	○地域セーフティネット会議を活用し、生活課題の共有と住民参加のきっかけづくりを行います。	実施				
② 有償生活支援ボランティア「ささえあいの会」の強化	○「ささえあいの会」への参加促進と人材育成を進めます。	実施				
	○家事、買い物・通院の付き添いや送迎について、関係法令の趣旨を踏まえた運用に配慮しながら、付き添い等のニーズに対応できる体制づくりを進め、地域の支え合い活動の裾野を広げます。			評価	改善	
③ 災害ボランティアセンター機能との連動強化	○災害ボランティアセンター設置訓練を継続的に実施します。	実施				
	○平時のボランティア活動と災害時支援活動の連動を図り、実践的な人材育成を進めます。	実施				

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所福祉スタッフを中心とした見守り・声かけ活動に参加します。 ・「ささえあいの会」などの生活支援活動に参加し、地域の困りごと解決に関わります。 ・災害時には、災害ボランティア活動に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所福祉スタッフやボランティア活動の育成・支援を行います。 ・地域セーフティネット会議の運営支援を通じて、住民主体の活動を後

対象	役割
	<p>押しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ささえあいの会」のコーディネート機能を担い、円滑なマッチングと活動支援を行います。 ・有償による買物・通院の付き添い、送迎については、関係法令の趣旨に基づく運用の整理や担い手への周知を行い、安全で継続可能な活動体制を支援します。 ・災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
ボランティア・市民活動センター運営事業	共募
福祉活動専門員	補助・会費

ガイドラインの項目（規定事項）	<p>④-ア</p> <p>④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
-----------------	--

地域づくりを支える新たな財源づくり

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

振興会や自治会では、買い物困難者への送迎支援、若者を対象とした農業体験、ボランティア活動、地域おこし等、住民主体の先駆的な地域づくりが広がりつつあり、重層的支援体制整備事業の視点からも重要な地域資源となっています。

一方で、これらの活動は特定の担い手の意欲や自主財源に依存しており、継続的に取り組むための財源確保や支援体制が十分に整っていない状況があります。

また、好事例が共有されにくく、他地域への展開や連携の仕組みも十分ではありません。

（課題）

こうした先駆的な地域づくりを単発的活動にとどめず、持続可能な仕組みとして定着させるためには、①安定した財源の確保、②活動を後押しする支援制度の整備、③好事例の整理・可視化・共有、④横展開・地域連携の推進、が必要です。

（目指す地域の姿）

- ・住民主体の新たな地域づくりの取組が、安定した財源により継続的に実施されている地域
- ・先駆的な取組が地域内外に共有され、横展開により地域力が向上している地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

地域づくりにおける官民協働を促進し、地域福祉への関心喚起も視野に入れながら、寄附・共同募金等を活用した持続可能な財源づくりを進めます。

また、大学などの研究機関、社会福祉協議会、地域団体が連携し、地域の創意工夫を生かす支援体制を構築することで、地域活動の継続性・発展性を高めます。

（活動指標と目標の視点）

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
2-3				
テーマ型共同募金推進事業	買い物支援・農業体験・地域おこし等モデル助成の件数	-	-	3 件
福祉活動専門員	地域課題（買い物支援・居場所づくり）と助成金のマッチング件数	-	5 件	10 件
地域協働研究事業	大学協働研究による研究対象行政区	-	100 か所	

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
① 地域づくり活動への重点的な財源支援	○寄附・共同募金等を活用し、買い物支援、農業体験、ボランティア活動、地域おこし等のモデル的取組への財源支援制度を整備します。	検討	実施			
				評価	改善	
	○テーマ型募金（みんなの募金等）の導入を検討し、地域課題に応じた配分の仕組みを整えます。	検討	実施			
				評価	改善	
② 新たな地域づくりの掘り起こしとモデル化	○振興会・自治会等による先駆的な取組事例を収集・整理し、モデル事業として可視化します。	検討	実施			
				評価	改善	
	○成果や工夫を共有し、他地域への横展開を支援します。		実施			
③ 財源と活動をつなぐ支援体制の整備	○社会福祉協議会が中心となり、資金（共同募金等）と地域活動を結びつける調整機能（マッチング機能）を強化します。	検討	実施			
				評価	改善	
	○地域団体と関係機関の連携を促進するとともに、活動の継続性や支援モデルの開発に向けて、大学などの研究機関との共同研究を活用した仕組みづくりを進めます。 （例：活動評価、課題分析、モデル化、効果検証 など）	検討	実施			
				評価	改善	

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・振興会・自治会等を通じて、地域づくり活動に主体的に参加します。 ・地域課題の発見や、新たな取組の提案に積極的に関わります。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金を活用した支援制度の企画・運営を行います。 ・地域づくり活動の相談窓口として助言・コーディネートを担います。 ・好事例の整理、情報発信、横断的な連携の支援を行います。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
テーマ型共同募金推進事業	共募
福祉活動専門員	補助・会費
地域協働研究事業	大学からの地域協働研究費

<p>ガイドラインの項目（規定事項）</p>	<p>地域づくりにおける官民協働の促進や、地域福祉への関心喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 7 号） 共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、社会福祉法人による地域における公益的な取組</p>
------------------------	--

地域で協力し合い、ともに成長していくまち

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

地域では、サロン活動やいきいき百歳体操、自治会活動などが定着し、民生児童委員、ご近所福祉スタッフ等が身近な担い手として活動しています。福祉懇談会や地域セーフティネット会議を通じて地域課題を共有する場も設けられ、こども食堂や世代間交流など、住民が主体的に参加できる取組も各地で広がりを見せています。

一方、市街地部を中心に住民同士の関係が希薄化している地域や、複数自治会の存在により合意形成が難しい地域、人口減少の進行により担い手の負担が増大している地域も見られます。このため、地域セーフティネット会議への住民参加が進みにくい地域も生じています。

（課題）

担い手の高齢化や人手不足により、地域活動の役割が特定の担い手に集中し、民生児童委員等の負担が増大しています。特に、要援護者の把握や支援につなぐ役割を担う民生児童委員が孤立しやすく、ご近所福祉スタッフ等との情報共有や役割分担が十分に機能していない地域があります。

また、福祉活動専門員や地域福祉コーディネーターが担うべき「地域支援」「個別支援」「エンパワーメント（住民の力を引き出す支援）」の機能が十分に発揮されておらず、地域セーフティネット会議を地域の実情に即した「支え合いのプラットフォーム（※1）」として機能させる体制づくりが求められています。

（目指す地域の姿）

- ・福祉活動専門員や地域福祉コーディネーターが伴走者として機能し、住民が主体的に関わる地域
- ・民生児童委員が孤立せず、ご近所福祉スタッフ等と連携しながら安心して活動できる地域
- ・住民と専門職が協働し、チームで地域課題に対応できる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

福祉活動専門員および地域福祉コーディネーターが中心となり、地域セーフティネット会議を「地域プラットフォーム」として機能させ、地域支援・個別支援・エンパワーメントの視点から住民の主体的な参画を支援します。

民生児童委員が把握した要援護者に関する情報については、ご近所福祉スタッフ等からの気づきの情報提供も活用しながら整理し、必要に応じて地域福祉コーディネーターが伴走的に支援に入り、民生児童委員の負担軽減と孤立防止を図ります。

福祉活動専門員は、地域組織化機能を発揮し、関係者の連携体制構築を支援するとともに、民生児童委員活動の充実に向けた研修体系の整備と実施を担います。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
2-4				
【再掲】ご近所福祉スタッフ研修事業(行政区長・民生委員との顔合わせ研修)	・行政区長・民生委員との顔合わせ研修の回数・人数	-	15回 400人	20回 600人
小地域ネットワーク推進事業 (地域セーフティネット会議)	・第2層(振興会)ネット会議の数	-	1か所	3か所
重層的支援体制整備事業 (第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務) ・福祉活動専門員	・地域福祉コーディネーターにおける支援機能強化のための研修回数	-	40回	40回
	住民主体の支え合い体制づくり実施件数	-	280件	280件
奥州市民生児童委員連合協議会研修事業	・市全体の民生委員協議会研修・部会 ・専門部会の実施回数・人数	-	2回	7回
			34回	10回

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
① 地域支援体制の充実	○福祉活動専門員および地域福祉コーディネーターが中心となり、地域セーフティネット会議の機能強化を図ります。					
	○地域支援、個別支援、エンパワメント(住民の力を引き出す支援)の視点から、住民主体の支え合い体制づくりを支援します。					
② 研修体系の再構築と実践力の向上	○民生児童委員を対象に、専門職や地域関係者からの支援を得ながら活動できるよう、相談支援体制や連携の視点を組み込んだ研修体系を整備し、負担軽減と孤立防止を図ります。					

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
	○ご近所福祉スタッフ、行政区長（福祉活動推進員）等との合同研修を実施し、役割分担と連携体制の強化を図ります。	実施				
				評価	改善	
	○福祉活動専門員、地域福祉コーディネーター、専門職による体系的な人材育成と現場実践の基盤づくりを進めます。	検討	実施			
				評価	改善	
③ 後継者の育成	○地域セーフティネット会議や生活支援活動の場において、ご近所福祉スタッフ等の担い手の中から、民生児童委員や行政区長、自治会役員など次世代の担い手が育つ好事例を共有し、輪番的に地域活動を経験できる仕組みづくりを促進することで、後継者の育成につなげていきます。	検討	実施			
				評価	改善	

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域セーフティネット会議への参加や日常の見守り活動を通じて、地域課題の共有に協力します。 ・民生児童委員、ご近所福祉スタッフと連携し、要援護者に関する気づきの情報提供を行います。 ・若年層や新たな担い手を地域活動へつなぐ役割を担います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動専門員および地域福祉コーディネーターの配置と育成を行い、地域支援・個別支援・エンパワーメント機能を強化します。 ・地域セーフティネット会議の運営支援および地域プラットフォーム機能の整備を担います。 ・民生児童委員活動の充実に向けた研修体系の構築と実施を行います。 ・合同研修や好事例の共有を通じて、担い手の裾野拡大を図ります。
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・会議や研修への協力、講師派遣等を通じて専門的知見を提供します。 ・要援護者支援について、地域福祉コーディネーターと連携し専門的支援を実施します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
ご近所福祉スタッフ研修事業	会費・共募
小地域ネットワーク推進事業 (地域セーフティネット会議)	会費・共募
重層的支援体制整備事業 (第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務)	委託
福祉活動専門員	補助・会費
奥州市民生児童委員連合協議会研修事業	県市からの補助

[注釈]

(※1)「支え合いのプラットフォーム」

プラットフォームは基盤、仕組みの意味であり、地域セーフティネット会議を核として、地域の関係機関や団体、住民が連携し、困りごとの早期発見と支援につなぐための地域の仕組みをいう。

ガイドラインの項目（規定事項）	④-ウ ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ④-ウ 地域福祉を推進する人材の養成 ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
-----------------	---

権利が護られ誰もが安心できるまち

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

奥州市では、障がい等のために判断能力が不十分な方々が地域の中で安心して生活していくため、成年後見制度の利用促進や消費者被害防止の啓発、権利侵害の早期把握に向けた相談支援体制の整備に取り組んでいます。地域包括支援センターや関係機関との連携も強まりつつあり、支援が届きにくい人への相談ルートも徐々に広がっています。

（課題）

権利侵害が表面化しにくい事案や、虐待・経済的搾取など複合的な課題への対応には、より高度な連携体制と専門性の確保が求められています。また、成年後見制度（※1）や日常生活自立支援事業（※2）など権利擁護制度の周知が十分とはいえず、必要な支援を必要な時期に利用しにくい状況が残っています。早期発見と相談につなげる仕組みの一層の強化が今後の課題です。

（目指す地域の姿）

専門職・市民後見人（※3）・関係機関が力を合わせ、相談しやすさ、つながりやすさ、支え続ける仕組みが整った地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

制度をわかりやすく伝え、誰もが安心して相談できる環境を整えます。

市民と専門職が力を合わせ、本人の意思を大切にしながら、切れ目なく支え続ける仕組みを広げます。

地域全体で権利を護り、必要な支援につながる支えあいの土台を強くしていきます。

（活動指標と目標の視点）

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
3-1				
奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンター事業 ・法人後見事業 ・日常生活自立支援事業	・出前講座対応件数	7 件	8 件	10 件
	・権利擁護に関する相談支援件数	494 件	529 件	600 件
	・市民後見人受任(専門職後見人との複数後見含む)件数	0 件	2 件	4 件
	・受任調整件数	0 件	6 件	12 件
	・法人後見受任団体数	0 件	2 件	2 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
①権利擁護制度の周知と理解の促進	○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の理解と認知度を高めるため、市民及び関係機関を対象とした研修会や出前講座を実施します。	実施				
	○ 相談窓口の周知、広報媒体（広報、ホームページ、関係機関向け資料等）を活用した情報提供により、制度の適切な利用促進を図ります。	実施				
②市民後見人の養成・受任促進	○市民後見人養成講座やフォローアップ研修を隔年で開催し、候補者の登録・受任（※4）につなげます。	実施				
③複数後見と独り立ち支援	○就任時から市民後見人と専門職後見人による複数後見（※5）を行い、定期的な面談や情報共有を通じて、将来的な市民後見人単独受任を支援します。	検討	実施			
④受任調整・法人後見の活用	○首長申立てにおける受任調整を行い、後見人等の受け皿として法人後見の取り組みを推進します。	実施				
		評価 改善				

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	・制度を正しく理解し、支援が必要と思われる方を関係者や関係機関につなぎます。
社会福祉協議会	・制度の普及啓発や相談窓口の周知を進め、必要な人が支援につながる環境を整備します。 ・市民後見人の育成と受任支援を行い、活動を継続できるようサポートします。 ・受任調整や法人後見の体制づくりを進め、地域の権利擁護を支える受け皿を拡充します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンター	委託
法人後見事業	委託、後見報酬
日常生活自立支援事業	委託、利用料

[注釈]

(※1) 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所により選任された後見人等が、財産管理や契約行為などを支援し、本人の権利や利益を護る制度。

(※2) 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援などを行う事業。

(※3) 市民後見人

市民後見人とは、弁護士や司法書士等の専門職ではなく、一定の研修を修了した地域住民が家庭裁判所により選任され、成年後見人等として本人の生活や財産を支援する人のことを指す。

(※4) 受任

受任とは、家庭裁判所の選任等により、成年後見人等としての役割を引き受け、実際に後見業務を担うことを指す。

(※5) 複数後見

複数後見とは、本人の状況や支援内容に応じて、成年後見人等を複数選任し、役割を分担しながら支援を行う仕組み。本計画では、市民後見人と社会福祉協議会の専門職後見人が共同で後見業務を担い、専門的な判断と日常的な見守りを組み合わせることで、将来的な市民後見人の単独受任につなげることを想定している。

ガイドラインの項目（規定事項）	利用者の権利擁護 (成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備)
-----------------	---

ひとりにしない支えあいのしくみづくり

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

地域では、ひきこもり、孤立、生活困窮、家族関係の不安定化など、複合的な生活課題を抱える世帯が増加しており、既存の制度だけでは対応しきれない「制度の狭間」の課題が顕在化しています。

奥州市では、地域福祉コーディネーターを中心に、民生児童委員、行政区長、ご近所福祉スタッフ等と協働し、地域の中で異変や困りごとに「気づく」取組と、「支援の入口づくり」を進めてきました。特に、ご近所福祉スタッフによる日常的な見守り活動は、制度につながりにくい世帯の早期発見に重要な役割を果たしつつあります。

（課題）

地域ごとに相談先や支援ルート、情報共有の手順にばらつきがあり、住民や担い手が「どこにつながるか」「誰に相談するか」を判断しにくい状況があります。

また、ご近所福祉スタッフ等が支援を必要とする人に気づいても、地域セーフティネット会議や支援機関との連携が十分に機能していない場合があります、継続的な関わりや支援につながりにくい事例が見受けられます。

特に、支援を拒否する世帯や、外部との関わりを避けがちな人への対応については、短期間での解決が難しく、専門的な関わりを継続的に行う体制の強化が求められています。

（目指す地域の姿）

- ・ 困りごとを抱える人を地域が見過ごさず、早い段階で気づくことができる地域
- ・ ご近所福祉スタッフの気づきが、自然に支援につながる流れが確立している地域
- ・ 誰もが孤立することなく、安心して暮らせる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

本市における「ソーシャルワーク（地域と専門職による包括的支援）」とは、単に制度へつなぐことにとどまらず、地域の中で孤立しがちな人に寄り添い、本人の尊厳と意思を尊重しながら、住民・専門職・関係機関が協働して生活全体を支える実践と位置づけます。

ご近所福祉スタッフが日常の見守り活動の中で制度の狭間にある生活課題を発見し、その気づきを地域セーフティネット会議に共有します。

地域福祉コーディネーターは、その情報をもとにアウトリーチ（訪問・対話）を行い、信頼関係を築きながら、必要に応じて福祉・医療・就労・相談機関等の支援機関と連携し、課題の解決に導く体制を整備します。

このように、地域と専門機関を結ぶ「つなぎ役」としてのソーシャルワーク体制を強化し、誰も孤立しない地域づくりを進めます。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
3-2				
奥州市重層的支援体制整備事業 (奥州市アウトリーチ等を通じた継続的支援業務)	・制度狭間の対象世帯へのアウトリーチ件数	-	480 件	480 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
① 支援が届かない人に気づく地域づくり	○地域セーフティネット会議を拡充し、ご近所福祉スタッフ等の気づきを共有することで、制度の狭間の課題を早期に発見できる地域づくりを進めます。	実施				
② アウトリーチにつなぐ連携の強化	○ご近所福祉スタッフからの情報を地域セーフティネット会議で整理し、地域福祉コーディネーターとの連携により速やかにアウトリーチにつなぐ体制を整備します。	実施				
③ 訪問による関係構築と支援への橋渡し	○地域福祉コーディネーターが訪問・面談を通じて本人との信頼関係を構築し、支援機関と連携しながら必要な支援へつなげます。	実施				

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所福祉スタッフ等による日常的な見守り活動を通じて、支援が必要と思われる人の変化に気づきます。 ・気づいた情報を地域セーフティネット会議等の場で共有し、支援の第一歩につなげます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターを中心に、制度の狭間の課題に対応するソーシャルワーク体制を整備します。 ・地域セーフティネット会議の運営支援を通じて、気づきの情報を集約し、支援機関との連携を図ります。 ・アウトリーチによる継続的な支援体制の構築と実践を進めます。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
奥州市重層的支援体制整備事業 (奥州市アウトリーチ等を通じた継続的支援業務)	委託

<p>ガイドラインの項目（規定事項）</p>	<p>①ーウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）
------------------------	--

仕事と生きがいにつながる環境づくり

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

奥州市では、引きこもり・障がい・生活困窮・メンタル面の不調など、多様な要因により就労に困難を抱える人が増えています。地域包括支援センターや自立相談支援機関、ハローワーク等と社会福祉協議会との連携も少しずつ広がり、アウトリーチ支援や参加支援を通じて“社会とのつながり直し”に向けた伴走が進みつつあります。

（課題）

一方で、支援の入口が分かれ、相談先が分かりにくい状況や、複合課題を抱える人ほど支援が途切れやすい構造が残っています。特に就労前段階の「生活リズムづくり」「居場所・社会参加」「自己肯定感の回復」を支える場が不足しており、関係機関が横断的に支援を継続できる仕組みの強化が求められています。

（目指す地域の姿）

- ・就労に不安のある人が、地域の中でひとりにならず、早い段階から相談や支援につながる地域
- ・地域福祉コーディネーターや就労支援、参加支援が連携し、本人のペースに合わせて段階的に支援を選べ、働きたい気持ちが叶う地域
- ・困難を抱える人が途切れなく支援につながり、段階的な社会参加を経て、自分らしい働き方を選べる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

就労に悩む人が孤立せず、早期に支援につながる仕組みを整えます。地域福祉コーディネーター、就労支援、社会参加支援が連携し、本人の状況に応じて段階的に選べる支援環境をつくり、アウトリーチから社会参加・就労まで一体的に支援し、働きたい思いが実現できる地域をめざします。

就労困難は、生活課題・健康状態・人とのつながりの希薄化など、さまざまな要因が連鎖して生じます。そのため、縦割りの制度で対応するのではなく、行政・支援機関・地域が役割を補完し合う「横断的な伴走支援体制」が不可欠です。社会福祉協議会は参加支援・アウトリーチを軸に、就労前段階の不安定な状態にある人を早期に把握し、生活の立て直しから社会参加・就労準備まで一体的に支援します。また、地域の居場所や活動機会を活かし、段階的に役割経験を積める環境を整えることで、“働く前の一歩”を踏み出せる土壌を育みます。これらを通じて、多様な人が無理なく自分のペースで社会参加につながる地域づくりを進めます。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R 6 年度	R8 年度	R12 年度
3-3				
奥州市生活困窮者自立相談支援事業	・就労者数	4 名	5 名	7 名
奥州市生活困窮者就労準備支援事業及び奥州市被保護者就労準備支援事業	・新規対象者数	1 名	2 名	2 名
	・就労者数	0 名	1 名	3 名
奥州市重層的支援体制整備事業 (奥州市アウトリーチ等を通じた継続的支援業務)	・居場所・就労体験メニューをもとにしたコーディネート件数	-	10 件	10 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
①就労困難者への相談体制と支援ルートの強化	○地域福祉コーディネーターと自立相談支援機関が連携し、アウトリーチ支援を通じて相談ルートを明確化し就労支援につなげます。					
②関係機関と連携した横断的支援の推進	○ハローワーク、障がい福祉、生活困窮支援、医療・教育機関と連携し、支援会議等において情報共有体制を整えて包括的な支援につなげます。					
③社会参加・就労準備を支える地域資源の活用促進	○地域活動への参加支援やボランティア体験、就労準備支援プログラムを展開し、居場所・作業機会など地域資源を活かした支援メニューを拡げます。					

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に困難を抱える方の生活状況やニーズに関する情報提供や見守りを行います。 ・ボランティア活動や社会参加の場、職場体験・実習の機会を提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に困難を抱える方の状況把握や信頼関係の構築、初動支援を行い、個別ニーズに応じた支援の選択肢を整理します。 ・訓練や職場マッチングなどの実践的支援を行い、段階的な就労支援と定着を進めます。 ・就労支援メニューを作成し、社会参加から就労への移行を促進します。

対象	役割
社会福祉法人・ NPO・団体	・公益的活動を展開し、就労体験等に協力します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
奥州市生活困窮者自立相談支援事業	委託
奥州市生活困窮者就労準備支援事業	委託
奥州市重層的支援体制整備事業 (奥州市アウトリーチ等を通じた継続的支援業務)	委託

ガイドラインの項目 (規定事項)	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
------------------	------------------------

複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築

1 現状課題と目指す地域の姿

（現状）

孤立状態にある人や、いわゆる 8050 問題、生活困窮、障がい、子育て、高齢、就労困難など複数の困りごとを抱える世帯が増えています。また、自身の課題に気づくことができないまま孤立している世帯も見られ、制度やサービスにつながりにくい状況が生じています。

こうした中、重層的支援体制整備事業の推進により、令和7年度から地域包括支援センター、地域福祉コーディネーター、民生児童委員、ご近所福祉スタッフ、地域セーフティネット会議などとの連携が進み、困難を抱える世帯を地域の中で把握し、支援につなげる仕組みが広がりつつあります。

（課題）

複合的な課題を抱える世帯への支援には、専門的なアセスメント（見立て）や、関係機関との調整力が求められています。一方で、支援が個々の職員の経験や力量に依存しやすく、対応のばらつきが生じている状況も見られます。

また、制度の狭間にある課題や、福祉サービスにつながる前段階の生活課題に対応するためには、制度・サービスだけでなく、見守り活動や生活支援、住民参加型の支え合い活動など、地域の力を統合的に生かす仕組みづくりが必要となっています。

（目指す地域の姿）

- ・ 専門職と住民が連携し、困りごとや不安を早期に把握できる地域
- ・ 必要な支援が切れ目なくつながり、誰もが安心して暮らせる地域

（地域福祉の推進に関する基本的な考え方）

専門職の知識と技能の向上を図りながら、制度・福祉サービスと地域の見守りや支え合い活動を組み合わせた支援を進めます。

制度だけに依存するのではなく、地域のつながりを生かした「顔の見える支援」を大切に、相談から支援まで切れ目のない体制づくりを進めます。

(活動指標と目標の視点)

対象事業	活動指標	現状値	目標値	
		R6 年度	R8 年度	R12 年度
3-4				
奥州市重層的支援体制整備事業 【ケース共有会議、内部研修会、外部研修会】	・エンパワーメント技法の研修件数・実践件数 ※住民の力を引き出す技法	-	40 件	40 件
福祉活動専門員	・「困難・複合課題解決の手引き（見立てから解決）」の事例数	-	10 件	30 件

2 実施計画

実施計画	主な取り組み	R8	R9	R10	R11	R12
①専門職のスキルアップ	○制度・福祉サービスの理解を深め、地域の見守り活動、生活支援、有償ボランティアによる生活支援など、地域の力を引き出すエンパワーメントの視点を取り入れた内部研修と実践的な学びの機会を継続的に実施します。	実施				
	○現場での実践を通じて、制度と地域資源を効果的に組み合わせた支援ができる専門性の向上を図ります。			評価	改善	
②柔軟で継続的な地域支援・個別支援	○孤立や 8050 問題、課題を自覚できない世帯、生活困窮や障がい、子育て、高齢、就労困難などの複合的な課題に対し、適切なアセスメント（見立て）を行うとともに、関係機関や専門職と連携しながら支援を行います。	実施				
	○実践事例をもとに「困難・複合課題解決の手引き（仮称）」を作成し、課題の傾向ごとの支援の流れや手順を整理し、ケース会議や組織内で共有・活用します。			評価	改善	

3 役割分担

対象	役割
市民・地域	・ 支援を必要とする人を関係機関につなぎます。
社会福祉協議会	・ 地域の力を引き出すエンパワーメントの視点を取り入れた内部研修を実施します。 ・ 実践事例をもとに「困難・複合課題解決の手引き（仮称）」を作成し活用します。

4 対象事業・財源

対象事業名	財源
奥州市重層的支援体制整備事業 （アウトリーチ等を通じた継続的支援業務）	委託
福祉活動専門員	補助・会費

ガイドラインの項目（規定事項）	②-イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
-----------------	--

第 4 章 資料編

第4次奥州市地域福祉活動計画に係る活動指標・目標値

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
1-1. 世代をこえて支え合い、一緒につくるまち 1-2. 地域の困りごとに気づき、支え合いにつなぐ意識と参加の機会づくり	1-1. 地域住民相互による地域社会全体での包括的な支え合いの推進

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
1-1							
奥州市ファミリーサポートセンター事業	・会員数・年間活動件数	1,118 人 1,056 件	1,200 人 1,100 件	1,200 人 1,100 件	1,200 人 1,100 件	1,200 人 1,100 件	1,200 人 1,100 件
こども食堂運営支援事業	・こども食堂開設数	13 団体	17 団体	19 団体	21 団体	23 団体	25 団体
福祉推進校事業	・福祉推進校指定数	26 校	26 校	26 校	26 校	26 校	26 校
サードプレイス事業	・開設日数・利用登録・利用者数	71 日 登録 4 人 利用 3 人	100 日 登録 6 人 利用 40 人	100 日 登録 7 人 利用 40 人	100 日 登録 8 人 利用 50 人	100 日 登録 9 人 利用 50 人	100 日 登録 10 人 利用 60 人

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
福祉活動専門員・ 重層的支援体制整備 事業（第2層生活支 援コーディネーター 業務、生活困窮者等 の支援のための地域 づくり業務）	・世代間交流企画実 施支援件数	-	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	・世代間交流実施行 政区数（ネット会 議）	-	91 か所	92 か所	93 か所	94 か所	95 か所
1-2							
かたりあいの輪福祉 懇談会	・開催回数	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回
小地域ネットワーク 事業 （地域セーフティネ ット会議） （ふれあいいきいき サロン事業）	・ネット会議実施回 数・参加者数「ネッ ト会議の開催回数、 参加人数」	245 か所 750 回 7,159 人	250 か所 760 回 7,200 人	255 か所 770 回 7,250 人	260 か所 780 回 7,300 人	265 か所 790 回 7,350 人	270 か所 800 回 7,400 人
	・生活支援件数	178 か所	183 か所	188 か所	195 か所	201 か所	208 か所
	・サロン参加件数	-	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所	35 か所
	・出前講座（生活支 援事例紹介）数	-	6 件	12 件	18 件	24 件	30 件

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
福祉活動専門員・ 重層的支援体制整備 事業 (第2層生活支援コ ーディネーター業務、 生活困窮者等の支援 のための地域づくり 業務)	・生活支援新規立ち 上げ支援数	-	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	・ネット会議等での マップ作成支援件 数」		13 件	13 件	14 件	14 件	14 件

地域福祉計画

活動指標	現状値	目標値				
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
ふれあいいきいきサロン実施数	265 か所	273 か所	277 か所	281 か所	285 か所	290 か所
ささえあいの会登録者数／活動件 数 (住民参加型在宅福祉サービス)	42 名／ 720 件	60 名 ／980 件	70 名 ／1,110 件	80 名 ／1,240 件	90 名 ／1,370 件	100 名 ／1,500 件
にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事 業)	1,739 名	1,760 名	1,770 名	1,780 名	1,790 名	1,800 名
ボランティア協力店登録店舗数	61 店	61 店	61 店	61 店	61 店	61 店
住民支え愛マップ作成地域数	61 か所	90 か所	105 か所	120 か所	135 か所	150 か所
ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,159 名	1,173 名	1,180 名	1,187 名	1,194 名	1,200 名

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
1-3. 人が集い、つながりが生まれるまち	1-2. 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進
1-4. 防災と福祉がつながる安心のまち	

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
1-3							
小地域ネットワーク事業（地域セーフティネット会議）・奥州市重層的支援体制整備事業	・空き家、空き店舗、廃校等活用した居場所づくり支援件数	-	20 件	20 件	20 件	20 件	20 件
奥州市重層的支援体制整備事業	・サロン活動からよさってクラブ移行件数	-	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
奥州市重層的支援体制整備事業・奥州市地域包括支援センター事業・奥州市生活困窮者自立支援事業	・居場所と連携した相談支援件数	-	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
1-4（避難支援）							
避難行動要支援者支援事業	・避難支援台帳数【再掲】	1,158 名	1,172 名	1,179 名	1,186 名	1,193 名	1,200 名
小地域ネットワーク事業（地域セーフティ	・避難支援に取り組むネット会議数	-	70 か所	70 か所	80 か所	80 か所	90 か所

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
ネット会議)	・分担から訓練の段階的な避難支援に取り組む行政区数	-	30 か所	30 か所	40 か所	40 か所	50 か所
奥州市重層的支援体制整備事業	・台帳・マップ・ネット会議の調整支援数	-	190 か所	195 か所	200 か所	205 か所	210 か所
福祉活動専門員	・避難支援会議・研修の支援数	-	3 件	3 件	4 件	4 件	5 件
	・広報への好事例(避難支援)の紹介件数	-	3 件	3 件	5 件	5 件	7 件

地域福祉計画

活動指標	現状値	目標値				
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
災害時要援護者避難支援台帳整備人数	1,158 名	1,172 名	1,179 名	1,186 名	1,193 名	1,200 名
【再掲】にこにこネット登録者数(小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739 名	1,760 名	1,770 名	1,780 名	1,790 名	1,800 名
【再掲】住民支え愛マップ作成地域数	61 か所	90 か所	105 か所	120 か所	135 か所	150 か所
【再掲】ご近所福祉スタッフ委嘱数	1,159 名	1,173 名	1,180 名	1,187 名	1,194 名	1,200 名

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
—	2-1. 移動困難者の支援の仕組みづくり

地域福祉計画

活動指標	現状値		目標値			
	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【再掲】にこにこネット登録者数 (小地域福祉ネットワーク推進事業)	1,739名	1,760名	1,770名	1,780名	1,790名	1,800名
【再掲】ささえあいの会登録者数 /活動件数 (住民参加型在宅福祉サービス)	42名 / 720件	60名 / 980件	70名 / 1,110件	80名 / 1,240件	90名 / 1,370件	100名 / 1,500件

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
2-1. 社会福祉法人との協力を通じて住民が共に支え合うまち 2-2. ボランティア・市民活動が活躍できるまち 2-3. 地域づくりを支える新たな財源づくり	2-2. 地域福祉を支える地域団体の活動推進

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2-1							
奥州市重層的支援体制整備事業 ・福祉活動専門員	・法人協力による買い物支援・居場所づくりのコーディネート件数	-	1 件	2 件	2 件	3 件	3 件
社会福祉法人連絡会事業	社会福祉法人連絡会加盟法人数	18 法人	20 法人	21 法人	22 法人	23 法人	24 法人
2-2							
ボランティア・市民活動センター運営事業	・ご近所福祉スタッフ研修の実施回数・参加人数	-	15 回 400 人	15 回 400 人	17 回 500 人	17 回 500 人	20 回 600 人

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
福祉活動専門員	・ ささえあいの会の 買い物・通院支援 コーディネート数		80 件	80 件	90 件	90 件	100 件
	・ 災害ボランティア アセンダー運営訓 練参加者数		60 人	60 人	70 人	70 人	80 人
2-3							
テーマ型共同募金推 進事業	買い物支援・農業体 験・地域おこし等モ デル助成の件数	-	-	2 件	2 件	3 件	3 件
福祉活動専門員	地域課題(買い物支 援・居場所づくり) と助成金のマッチ ング件数	-	5 件	5 件	7 件	7 件	10 件
地域協働研究事業	大学協働研究によ る研究対象行政区	-	100 か所				

地域福祉計画

活動指標	現状値	目標値				
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
ボランティア団体登録数	40 団体	41 団体	42 団体	43 団体	44 団体	45 団体
ボランティアコーディネート数	127 回	185 回	214 回	242 回	271 回	300 回
ボランティア団体連絡協議会の開催 数	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
地域福祉活動に各種助成金を活用し	(※1) 453	(※1) 468	(※1) 476	(※1) 484	(※1) 492	(※2) 500

活動指標	現状値	目標値				
	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
た団体数	団体	団体	団体	団体	団体	団体
【再掲】ボランティア協力店登録店舗数	61店	61店	61店	61店	61店	61店

※1 内訳：ネット会議 245、地区助成金 39、生活課題を抱えた世帯支援活動助成 3、歳末地域福祉活動助成 151、みんなの募金で福祉事業 10、福祉のまちづくり支援事業 5

※2 ネット会議及び歳末地域福祉活動助成の増

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
2-4. 地域で協力し合い、ともに成長していくまち	2-3. 地域福祉を支える人材の育成

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
2-4							
【再掲】ご近所福祉スタッフ研修事業（行政区長・民生委員との顔合わせ研修）	・行政区長・民生委員との顔合わせ研修の回数・人数	-	15 回 400 人	15 回 400 人	17 回 500 人	17 回 500 人	20 回 600 人
小地域ネットワーク推進事業（地域セーフティネット会議）	・第2層（振興会）ネット会議の数	-	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	3 か所
重層的支援体制整備事業（第2層生活支援コーディネーター業務、生活困窮者等の支援のための地域づくり業務） ・福祉活動専門員	・地域福祉コーディネーターにおける支援機能強化のための研修回数	-	40 回	40 回	40 回	40 回	40 回
	住民主体の支え合い体制づくり実施件数	-	280 件	280 件	280 件	280 件	280 件

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
奥州市民生児童委員連合協議会研修事業	・市全体の民生委員協議会研修・部会 ・専門部会の実施回数・人数	-	2 回	5 回	5 回	7 回	7 回
			34 回	20 回	20 回	10 回	10 回

地域福祉計画

活動指標	現状値	目標値				
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数	10,124 回	10,249 回	10,312 回	10,375 回	10,437 回	10,500 回
民生委員・児童委員の相談・支援件数	8,110 件	8,173 件	8,205 件	8,237 件	8,268 件	8,300 件
福祉教育に取り組む小中学校数	13 校	14 校	14 校	15 校	15 校	15 校
福祉推進校数	26 校	27 校	27 校	28 校	28 校	28 校
住民懇談会の開催数	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回
ファミリーサポートセンター登録者数／活動件数	1,118 名 ／1,056 件	1,145 名 ／1,071 件	1,159 名 ／1,078 件	1,173 名 ／1,085 件	1,186 名 ／1,093 件	1,200 名 ／1,100 件

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
3-1. 権利が護られ誰もが安心できるまち	3-1. 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
3-1							
奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンター事業 ・法人後見事業 ・日常生活自立支援事業	・出前講座対応件数	7 件	8 件	8 件	8 件	10 件	10 件
	・権利擁護に関する相談支援件数	494 件	529 件	547 件	565 件	582 件	600 件
	・市民後見人受任(専門職後見人との複数後見含む)件数	0 件	2 件	3 件	3 件	4 件	4 件
	・受任調整件数	0 件	6 件	10 件	12 件	12 件	12 件
	・法人後見受任団体数	0 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

地域福祉計画

活動指標	現状値	目標値				
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
日常生活自立支援事業に関する相談支援件数	1,480 件	1,520 件	1,540 件	1,560 件	1,580 件	1,600 件
権利擁護に関する相談支援件数	494 件	529 件	547 件	565 件	582 件	600 件

市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
3-2. ひとりにしない支えあいのしくみづくり	3-2. 包括的な支援の体制づくり
3-3. 仕事や生きがいにつながる環境づくり	

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R 6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
3-2							
奥州市重層的支援体制整備事業 (奥州市アウトリーチ等を通じた継続的支援業務)	・制度狭間の対象世帯へのアウトリーチ件数	-	480 件	480 件	480 件	480 件	480 件
3-3							
奥州市生活困窮者自立相談支援事業	・就労者数	4 名	5 名	5 名	5 名	7 名	7 名
奥州市生活困窮者就労準備支援事業及び奥州市被保護者就労準備支援事業	・新規対象者数	1 名	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名
	・就労者数	0 名	1 名	2 名	3 名	3 名	3 名
奥州市重層的支援体制整備事業 (奥州市アウトリーチ等を通じた継続的支援業務)	・居場所・就労体験メニューをもとにしたコーディネーター件数	-	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件

地域福祉計画

活動指標	現状値	目標値				
	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
生活困窮者自立支援制度による支援終了割合 (支援終了件数÷支援プラン数)	56%	57.3%	58.0%	58.7%	59.3%	60%
【再掲】住民懇談会の開催数	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回	30 回

奥州市地域福祉活動計画	奥州市地域福祉計画
3-4. 複合的課題に対応する制度横断的支援体制の構築	3-3. 必要なサービスに繋げる体制づくり

地域福祉活動計画

対象事業	活動指標	現状値	目標値				
		R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
3-4							
奥州市重層的支援体制整備事業 【ケース共有会議、内部研修会、外部研修会】	・エンパワーメント技法の研修件数・実践件数 ※住民の力を引き出す技法	-	40 件	40 件	40 件	40 件	40 件
福祉活動専門員	・「困難・複合課題解決の手引き（見立てから解決）」の事例数	-	10 件	10 件	20 件	20 件	30 件

第4次奥州市地域福祉活動計画策定要綱

1 目的

この計画は、住民および社会福祉協議会が主体となり地域福祉を推進するための実践的な行動計画であり、行政の奥州市地域福祉計画の取り組みと連携しながら、地域生活課題の解決に向けた地域の助け合いや支援につなぐ仕組みづくりなど地域共生社会の実現に向けた策定をめざすものとする。

2 主体

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

3 基本方針

地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであり、地域福祉計画と一体的に策定し、社会福祉法に規定されている次の事項のうち一部を共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図るものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

4 推進目標及び推進テーマ

地域福祉計画と整合性を図るとともに、第3次計画の評価を踏まえて整理を行い、推進目標に位置付ける。

5 策定体制

- (1) 奥州市地域福祉活動計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議）

奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図ることなどを目的とした奥州福祉推進市民会議の構成員を策定委員として組織し、提言や評価を行う。

- (2) 地域福祉活動計画アドバイザー

必要に応じ岩手県社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定アドバイザーの指導を受ける。

- (3) 奥州市地域福祉計画作業部会

奥州市社会福祉協議会職員を構成員とし、分野・部署ごとに計画の策定にあたる。

- (4) 奥州市社会福祉協議会理事会

最終的な奥州市地域福祉活動計画策定案を協議し、決議する。

6 計画策定の方法

(1) かたりあいの輪福祉懇談会

生活課題アンケートによる課題把握、グループワークによる解決や地域づくりなど住民参加の手法を計画に取り入れる。

(2) 作業部会

目標・テーマごとに担当する課の職員が計画を作成する。

地域セーフティネット会議および生活支援、ご近所福祉スタッフ、地域福祉コーディネーターなど奥州市の特性を活かした計画づくりを行う。

(3) 住民説明会

翌年度のかたりあいの輪福祉懇談会などにおいて説明する。

7 事務局

策定委員会 奥州市社会福祉協議会総務財政課に置く。

作業部会 奥州市社会福祉協議会地域福祉課に置く。

第4次奥州市地域福祉活動計画策定経過

日時	会議等	内容
6月23日	○奥州市社会福祉協議会理事会	第4次計画策定要綱
6月27日	○第1回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州市地域福祉活動計画策定委員会（奥州市地域福祉推進市民会議及び奥州福祉推進市民会議）	第3次計画の進捗状況 第4次計画（策定要綱）
9月10日	○地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る担当者打合せ	
9月24日	課長会議	
9月29日	○奥州市地域福祉計画作業部会	策定作業シート、目標・テーマ・計画の書き方等
10月8日～29日	原案作成	原案作成（作業部会） （10月8、15、20、23、24、29日）
11月18日	○地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る担当者打合せ	策定作業の進捗状況、市民会議までの作業工程
12月5日	奥州市社会福祉協議会役員協議会	第3次計画評価、第4次計画事務局案
12月18日	○第2回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州市地域福祉活動計画策定委員会（奥州市地域福祉推進市民会議及び奥州福祉推進市民会議）	第4次計画事務局案
2月9日～17日	パブリックコメント募集	
3月20日～	パブリックコメント回答	
3月4日	○奥州市社会福祉協議会理事会	第4次計画最終案
3月16日	○第3回奥州市地域福祉計画策定委員会及び奥州市地域福祉活動計画策定委員会（奥州市地域福祉推進市民会議及び奥州福祉推進市民会議）	第4次計画最終案
3月17日～		・公表

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
奥州福祉推進市民会議設置要綱

平成23年4月1日 制定
(沿革) 平成30年3月9日第1次一部改正

(目的)

第1 この要綱は、市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、奥州福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 市民会議は、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行うものとする。

(組織)

第3 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が任命する。

- (1) 住民自治組織を構成する団体に所属する者
- (2) 地域福祉に関係のある機関に所属する者
- (3) 民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者
- (4) 社会福祉関係団体の役職員
- (5) ボランティア連絡協議会、特定非営利活動法人の代表者
- (6) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (7) 関係行政機関
- (8) 商工業、農業等の企業を代表する者
- (9) その他、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6 市民会議の庶務は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**第4次奥州市地域福祉活動計画策定委員
(奥州福祉推進市民会議委員)**

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

No.	区分	所属団体・機関	役職	委員氏名
1	(1) 住民自治組織を構成する団体に所属する者	水沢地域福祉推進協議会	委員	千葉 弘
2		江刺地域福祉推進協議会	委員	高橋 善昭
3		前沢地域福祉推進協議会	委員長	千田 敏彦
4		胆沢地域福祉推進協議会	委員	鈴木 公男
5		衣川地域福祉推進協議会	委員	佐々木 金男
6	(2) 地域福祉に関係のある機関に所属する者	奥州市社会福祉協議会	委員	千田 博文
7	(3) 民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者	奥州市民生児童委員連合協議会	委員	佐藤 忠助
8		奥州市行政区長連絡協議会	副委員長	朝倉 義勝
9	(4) 社会福祉関係団体の役職員	奥州市老人クラブ連合会	委員	佐々木 幸初
10		奥州市身体障害者福祉会	委員	高橋 清
11		胆江地区育成会連絡会	委員	千葉 文夫
12		奥州市精神障害者家族会連合会	委員	菊池 恒夫
13		奥州市母子寡婦福祉協会	委員	小澤 幸子
14		一般社団法人奥州青年会議所	委員	菅原 正堯
15		奥州市地域婦人団体協議会	委員	高野 紀代
16	(5) ボランティア連絡協議会、特定非営利活動法人の代表者	奥州市ボランティア連絡協議会	委員	菅野 好平
17		NPO 法人 奥州わらすば	委員	大内 玲子

No.	区分	所属団体・機関	役職	委員氏名
18	(6) 社会福祉事業を営むる団体の役職員	胆江地区保育協議会	委員	佐々木 捺 美
19		胆江地区老人福祉施設連絡会	委員	藤 原 健 一
20		岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会	委員	村 上 和 男
21	(7) 関係行政機関	県南広域振興局保健福祉環境部	委員	日 向 磨机子
22		奥州市福祉部	委員	千 田 健 悦
23		奥州警察署	委員	鈴 木 秀 和
24		奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	委員	高 橋 清 人
25	(8) 商工業、農業等の企業を代表するもの	奥州商工会議所	委員	菊 地 浩 明
26		岩手ふるさと農業協同組合	委員	小野寺 穰
27	(9) その他、市長及び社会福祉法人奥州市社会福祉協議会長が必要と認めるもの	胆江日日新聞社	委員	菊 地 義 行
28		水沢地区町内会連絡協議会	委員	小 原 君 夫
29		公募	委員	菅 原 正
30		公募	委員	広 野 カツ子

第4次奥州市地域福祉活動計画

令和8年3月発行

策定 奥州市地域福祉活動計画策定委員会

発行 社会福祉法人 奥州市社会福祉協議会

〒023-0851 岩手県奥州市水沢南町5番12号